

**特別支援学級・通級による指導  
教育課程編成の手引  
(改訂版)**

平成31年3月

福岡県教育委員会

# も く じ

## 第1章 はじめに

- 1 特別支援学級、通級による指導の現状と課題…………… 2
- 2 これからの特別支援教育推進の方向性 ～共生社会の実現を目指して～

## 第2章 特別支援学級

- 1 特別支援学級の対象となる障がいの種類と程度…………… 4
- 2 特別支援学級の教育課程編成の基本的な考え方…………… 5
  - (1) 特別な教育課程の編成
  - (2) 実態に応じた教育課程の選択
- 3 教育課程編成の手順…………… 8
  - (1) 実態把握
  - (2) 教育目標の設定
  - (3) 教育内容の選択・組織
  - (4) 指導計画の作成
  - (5) 実施と評価
- 4 教育課程編成に関する事項と留意点…………… 15
  - (1) 指導時数
  - (2) 週時程
  - (3) 教科用図書
  - (4) 交流及び共同学習
  - (5) 通知表・指導要録
- 5 特別支援学級の学級経営…………… 20
  - (1) 学級の教育目標の設定
  - (2) 行事等の計画実施についての留意点
  - (3) 特別支援学級における教育環境の整備
  - (4) 保護者や関係機関等との連携

### 第3章 通級による指導

1 通級による指導の対象となる児童生徒	25
2 通級による指導の教育課程編成の基本的な考え方	25
3 自立活動の指導内容設定の手順	26
(1) 流れ図に沿った指導内容の設定	
(2) 実態把握	
(3) 指導すべき課題の整理	
(4) 指導目標の設定	
(5) 具体的な指導内容の設定	
4 指導計画の作成について	31
(1) 個別の教育支援計画	
(2) 個別の指導計画	
(3) 週指導計画	
(4) 評価	
5 通級による指導の教室経営	34
(1) 教室の教育目標の設定	
(2) 経営方針の作成	
(3) 指導の形態	
(4) 通級指導教室における教育環境の整備	
(5) 保護者や在籍校、関係諸機関との連携	

#### 資料編

- 個別の教育支援計画様式例
- 個別の指導計画様式例（特別支援学級用）
- 個別の指導計画様式例（通級用）
- 自立活動の実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例
- 行動観察シート
- 特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の対象となる障がいの種類と程度

#### 参考・引用文献

## 表記について

- 本文中の語句，仮名遣い等は，原則として「学習指導要領」（文部科学省）に準じて表記しています。
- 「障がい」の表記は，「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」（平成 29 年福岡県条例第 11 号）の次の条文に則っています。

第 4 条 県は，前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）その他の法令（条例及び規則を含む。）との調和を図りつつ，障がいを理由とする差別の解消の推進に関し必要な施策を総合的かつ主体的に策定し，及びこれを実施する責務を有する。

2 県は，前項の施策を策定し，又は実施するに当たっては，法令に定めのあるもののほか「障がい」の表記を用いるよう努めるものとする。

ただし，他の法律や文献からの引用の場合は，原典と同じ表記を用いています。

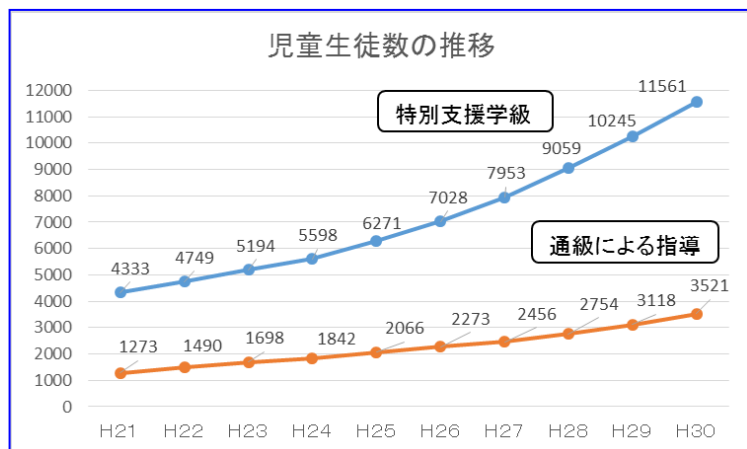
# 第1章

## はじめに

## 第1章 はじめに

### 1 特別支援学級及び通級による指導の現状と課題

【現状】義務教育段階における特別支援学級及び通級による指導対象児童生徒数の推移



	1学級、1教室あたりの 平均児童生徒数	
年度	H21	H30
特別支援学級	3.4人	4.7人
通級指導教室	11.3人	12.9人

(平成30年5月1日現在)

本県における特別支援学級に在籍する又は通級による指導を受けている児童生徒は、上のグラフのとおり年々増加しており、平成21年からの10年間で約3倍に増えています。

また、特別支援学級数や通級指導教室数の1学級、1教室当たりの児童生徒数も増加しています。特別支援学級においては、自閉症・情緒障がい特別支援学級、通級指導教室では、LD・ADHDの設置区分がそれぞれ最も大きく増加しています。

本県の現状から、主に次のような点が課題として考えられます。

- ・ 個々の実態に基づき、将来像を見据えた個別の教育課程編成の充実
- ・ 実態の多様な児童生徒を集団で効果的に指導・支援する学級経営と授業づくり
- ・ 校内での特別支援学級間、通級指導教室間の共同的な運営と校内体制
- ・ 特別支援学級と交流学級の組織的・計画的な交流及び共同学習の充実
- ・ 通級指導担当と在籍学級担任による指導効果を向上させる連携の強化
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒に対する全職員の専門性向上

### 2 これからの特別支援教育推進の方向性 ～共生社会の実現を目指して～

平成19年に特別支援教育がスタートしてから10年以上が経過しました。この間で、各学校において特別支援教育の考え方や障がいのある児童生徒についての理解は浸透してきました。

これからは、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶ仕組みを各学校で具体化しながら、地域全体の特別支援教育を充実させ、一人一人の自立と社会参加に基づく共生社会の実現を図る教育活動を展開していく必要があります。

そのために、特別支援学級や通級による指導においては、一人一人の願いや特性を生かした進路に結びつく教育課程の編成と校内の支援体制構築が不可欠です。この手引を活用して、特別支援学級や通級指導教室の担当者のみならず、全ての教師が正しい理解に基づき、組織的・計画的な特別支援教育をより一層推進していただくようお願いします。

# 第2章

## 特別支援学級

## 第2章 特別支援学級

### 1 特別支援学級の対象となる障がいの種類と程度

小学校や中学校への就学に当たり、特別支援学級の対象となる障がいの種類及び程度については、平成25年10月4日付け文部科学省初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について」に次のような内容が示されている。

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

#### ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意識疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

#### イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

#### ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

#### エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

#### オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

#### カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

#### キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

特別支援学級への入級については、以上の障がいの種類と程度に該当するとともに、教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備の状況、本人・保護者の意向や専門家の意見等を総合的に勘案して決定することとされている。



## 2 特別支援学級の教育課程編成の基本的な考え方

### (1) 特別な教育課程の編成

小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領における教育課程は、学校教育法施行規則の規定に基づいているが、同規則では、特別支援学級について、特に必要がある場合は特別の教育課程によることができる」と規定されている。

《学校教育法施行規則》

第138条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条、第52条第53条の3、第72条、第73条、第74条、第74条の3、第76条、第79条の5及び第107条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

特別の教育課程の具体的な取扱いについては次のとおりである。

- ① 各教科の内容の一部を取り扱わないことができる。
- ② 目標及び内容を下学年の目標、内容に替えることができる。
- ③ 各教科を知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部・中学部の各教科によって替えることができる。
- ④ 各教科の目標、内容の一部を知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部・中学部の各教科の目標、内容に替えることができる。

なお、知的障がい特別支援学級については、知的障がい者である児童生徒を教育する特別支援学校の各教科等を合わせた指導の形態（日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習）を取り入れた教育課程の適用が望ましいとされている。

各教科等を合わせた指導とは、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学校においては外国語活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいう。知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、これまで、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきている。

特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）（平成30年3月）において、各教科等を合わせた指導に関して次の記述がある。

また、各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくことになり、育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要となる。（P. 31）

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第3節の3の（3）のアの（オ）には、各教科等を合わせて指導を行う場合には、授業時数を適切に定めることが示されている。各教科等を合わせて指導を行う場合において、取り扱われる教科等の内容を基に、児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定し、指導内容に適した時数を配当するようにすることが大切である。

指導に要する授業時数を予め算定し、関連する教科等を教科等別に指導する場合の授業時数と概ね一致するように計画する必要がある。（P. 35）

以上のことから、各教科等を合わせた指導を行う際には、あくまでも各教科等の目標として、指導目標を設定することや各教科等の指導内容から、どの内容を合わせた指導に取り入れるのか、そのためにどれだけの指導時数が必要なのかを踏まえて、指導計画を立てる必要がある。

### 【日常生活の指導】

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について、知的障がいの状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するものである。

日常生活の指導では、生活科を中心として、特別活動の学級活動など広範囲に、各教科等の内容が扱われている（例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容）。

日常生活の指導では、児童生徒の日常生活そのものが指導され、日常生活の流れ（必然性）のあるところで指導の場や機会を設けて計画的に指導が行われている。そのため、一般的に週時程表の中では帯状に設定されている。

### 【遊びの指導】

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものである。特に、小学校の就学直後をはじめとする低学年段階において、幼稚園等での就学前における学習との関連性や発展性を考慮する上で効果的であることから、主に小学校において行われる。

遊びの指導では、生活科の内容をはじめ、体育科など各教科等にかかわる広範囲の内容が扱われており、場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組みものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定されている。また、遊びの指導の成果が教科別の指導等につながることもある。

### 【生活単元学習】

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加に必要な事柄を実際の・総合的に学習するものである。

生活単元学習では、広範囲に各教科等の目標や内容が扱われている。

生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は、実際の生活上の目標や課題に沿って指導目標や組織される。また、児童の知的障がいの状態等に応じ、遊びを取り入れたり、作業的な指導内容を取り入れたりして生活単元学習を展開している学校もある。

単元としては、運動会や遠足等の学校行事を中心とした行事単元、花壇や畑作り等、季節の生活を中心とした季節単元、おやつ作り、カレンダー作り等、児童生徒の生活課題を中心とした課題単元、友達のお見舞い、雪合戦、手紙を出そう等、偶発的なできごとを中心とした偶発単元が設定されている。

児童生徒にとって、生活単元学習で取り組む学習活動は、生活上の課題を成就するための活動である。児童生徒の主体的な取組の結果として、いろいろな教科等の内容が習得される。

## 【作業学習】

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。とりわけ、作業学習の成果を直接、児童生徒の将来の進路等に直結させることよりも、児童生徒の働く意欲を培いながら、将来の職業生活や社会自立に向けて基盤となる資質・能力を育むことができるようにしていくことが重要である。

作業学習の指導では、単に職業・家庭科の内容だけではなく、各教科等の広範囲の内容が扱われている。

作業学習では、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、事務、販売、清掃、接客なども含み、多種多様な作業活動が取り扱われている。作業活動の種類は、生徒が自立と社会参加を果たしていく社会の動向なども踏まえ、地域や産業界との連携を図りながら、学校として検討していくことが大切である。

### (2) 実態に応じた教育課程の選択

小・中学校学習指導要領では、特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成について、次のとおり示されている（ここでは、小学校の記述を取り上げ。）。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

さらに、教育課程編成の具体的な手続として、次のように例が示されている。

(各教科の目標設定に至る手続きの例)

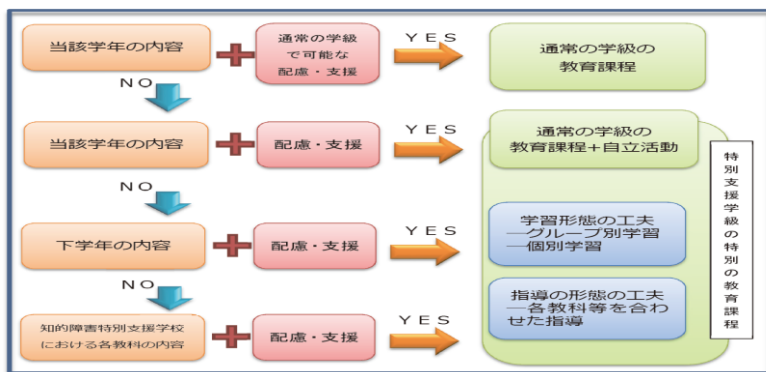
- a 小学校学習指導要領の第2章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で児童の習得状況や既習事項を確認する。
  - ・ 当該学年の各教科の目標及び内容について
  - ・ 当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について
- b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障害者である児童を教育する特別支援学校小学部の各教科の目標及び内容についての取扱いを検討する。
- c 児童の習得状況や既習事項を踏まえ、小学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。
- d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

こうした考え方を図にすると、図1のようになる。

特別支援学級で実施可能な配慮や支援によって、対象児童生徒が当該学年の内容で学習が可能かを検討する。

その際、自立活動の指導を念頭に、内容を検討する。

当該学年の内容で学習が難しい場合は、下学年の目標・内容に替えたり、



(出典)独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「小学校・中学校管理職

のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブック - 試案一 -

知的障がい特別支援学校の目標・内容に替えたりするなどの変更を検討する。

さらに、グループ別学習や個別学習といった学習形態の工夫や、各教科等を合わせた指導を行うことを検討し、目標の達成を目指していく。

### 3 教育課程編成の手順

#### (1) 実態把握

教育課程の編成や指導計画の作成に当たって、特に大切なのは、児童生徒の実態に応じることである。児童生徒の実態を的確に把握することにより、個に応じたきめ細かな指導計画を立てることができる。実態に合った適切な指導が、児童生徒の能力や可能性を伸ばすことにつながる。

実態把握に当たっては、複数の方法を用いて、それらの方法で得た結果を総合し、検討することにより、児童生徒の様子を詳しく知り、理解することができる。

★具体的な方法及び留意事項については、「第3章 通級による指導」のP. 27～を参照

#### (2) 教育目標の設定

実態把握をした後は、実態に基づいて個々の教育目標を設定する。教育目標は、その児童生徒が将来の自立と社会参加を実現していくために、どんな力を付けていくことが必要か（教育的ニーズ）を明確にすることが重要である。一人一人の将来像について本人及び保護者と相談しながら、個別の教育支援計画に明記する。



(図2) 成長に応じてつけたい力の例

#### (3) 教育内容の選択・組織

##### ア 教育内容を選択・組織する際のよりどころ

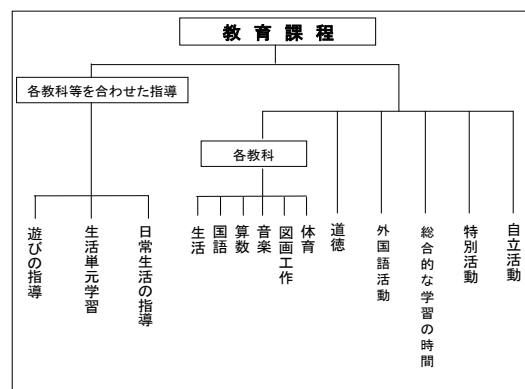
教育目標に即して教育内容を選択・組織することは、教育課程編成上の主要な作業である。小学校又は中学校に設置される特別支援学級の教育内容は、原則的には、小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領に基づいて選択・組織することになる。

##### イ 教育内容の選択・組織例

○ 知的障がいのある児童が在籍している知的障がい

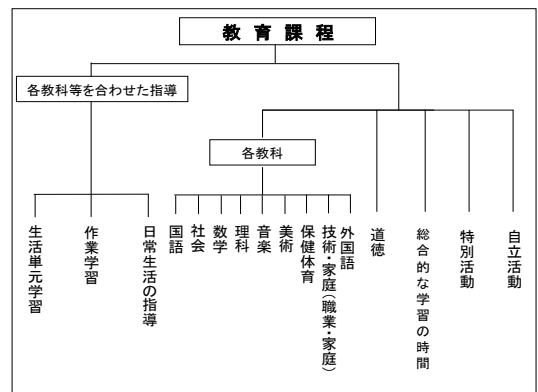
特別支援学級（小学校）の例（図3）

- ・特別支援学校小学部（知的障がい教育）の教育課程を参考にした。
- ・教育内容としては、小学校の教育課程である各教科（生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育）、道徳、外国語活動（高学年のみ）、総合的な学習の時間、特別活動に、自立活動を加えた。
- ・指導形態としては、左図に示すように、各教科等を合わせた指導、教科等別の指導の形態を位置付けた。



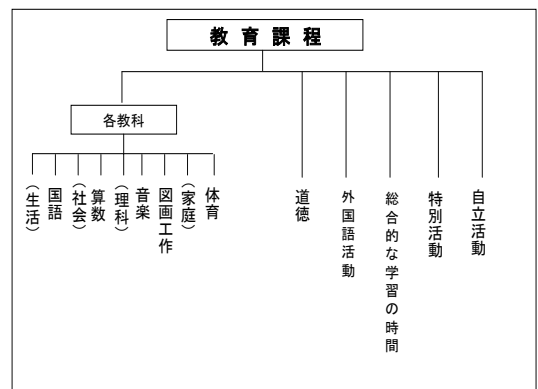
(図3) 知的障がいのある児童の例

- 知的障がい併せ有する生徒が在籍している自閉症・情緒障がい特別支援学級（中学校）の例（図4）
- ・在籍する生徒の主たる障がいは自閉症であるが、知的障がいを併せ有するため、特別支援学校中学部（知的障がい教育）の教育課程を参考にした。
- ・教育内容としては、中学校の教育課程である各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動に、自立活動を加えた。
- ・指導形態としては、各教科等を合わせた指導、教科等別の指導の形態を位置付けた。



（図4）知的障がいのある生徒の例

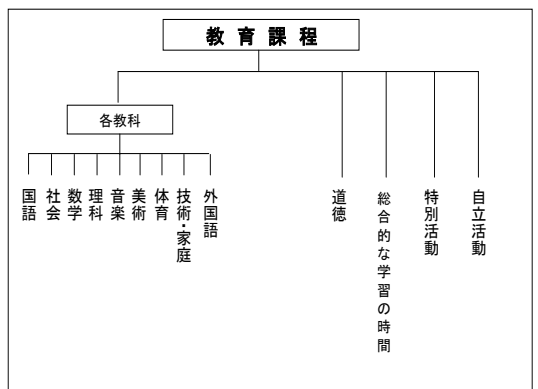
- 知的障がいのない児童が在籍している難聴特別支援学級（小学校）の例（図5）
- ・教育内容としては、小学校の教育課程である各教科、道徳、外国語活動（高学年のみ）、総合的な学習の時間、特別活動に、自立活動を加えた。
- ・通常の学級と同じ教科指導等を聴覚障がいに配慮しながら行う。
- ・自立活動の指導においては、児童の聞こえを生かして補聴器等の活用に努めたり、抽象的な言葉の理解を促したりする等のため、指導目標や具体的な指導内容を工夫している。



（図5）知的障がいのない児童の例

※知的障がいのない児童であるので、各教科等を合わせた指導の形態を位置付けていない。

- 知的障がいのない生徒が在籍している肢体不自由特別支援学級（中学校）の例（図6）
- ・教育内容としては、中学校の教育課程である各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動に自立活動を加えた。
- ・通常の学級と同じ教科指導等を肢体不自由の状態等に配慮しながら行う。
- ・自立活動の指導においては、身体の動きの改善を図る等のため、指導目標や具体的な指導内容を工夫している。



（図6）知的障がいのない生徒の例

※知的障がいのない生徒であるので、各教科等を合わせた指導の形態を位置付けていない。

### ウ 教育内容の選択・組織における留意事項

- 自立活動について

特別支援学級においては、教育課程に自立活動を取り入れることとされている。取り入れ方については、自立活動の時間を設けて指導する場合や週時程に帯時間として設定する場合、各教科等の指導の中で取り入れる場合があるが、いずれの場合においても、個別の指導計画を作成し、個々の児童生徒に必要な自立活動の内容について明らかにしておくことが必要である。

★自立活動における実態把握から指導内容の設定までについては、「第3章 通級による指導」のP. 26～を参照

○ 知的障がい者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部の生活科について

知的障がいがある児童が在籍する特別支援学級では、知的障がいである児童に対する教育を行う特別支援学校小学部の生活科の目標及び内容を選択することができる。

指導の形態としては、各教科等を合わせた指導の中核的な内容として取り扱うことが一般的であり、小学部教育の全期間を通して指導されている。

目標は、日常生活の基本的な習慣を身に付け、集団生活への参加に必要な態度や技能を養うとともに、自分と身近な社会や自然とのかかわりについての関心を深め、自立的な生活をするための基礎的能力を育てることにあり、「基本的生活習慣」、「安全」、「日課・予定」、「遊び」、「人との関わり」、「役割」、「手伝い・仕事」、「金銭の扱い」、「きまり」、「社会の仕組みと公共施設」、「生命・自然」、「ものの仕組みと働き」の12の内容から構成されている。

○ 知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部の職業・家庭について

中学校特別支援学級においては、技術・家庭という教科名又は、職業・家庭という教科名を用いることができる。

職業・家庭の目標は、生活の営みに係る見方・考え方や職業の見方・考え方を働かせ、生活や職業に関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を育成することであり、内容は、職業分野と家庭分野を設け、職業分野として「職業生活」、「情報機器の活用」、「産業現場における実習」、家庭分野として「家族・家庭生活」、「衣食住の生活」、「消費生活・環境」で構成されている。

#### エ 知的障がい特別支援学級における各教科の具体的内容

知的障がいのある児童生徒が在籍する特別支援学級では発達段階等が多様であり、同じ学年の児童生徒であっても、個人差が大きく、学力や学習状況も異なる場合が多いため、各教科の具体的目標や内容については、各教科の段階に応じて個別に組織する。

★各教科の具体的内容については、特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）の第4章「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科」を参照

#### オ 特別支援学級の教育内容

特別支援学級の教育内容については、発達段階の比較的低い児童生徒に必要な内容から、発達段階の比較的高い児童生徒に必要な内容まで、学級に在籍する全ての児童生徒に適用できる広範囲の内容を選択・組織しておくことが必要である。また、具体的な指導内容を設定する上では、個別の指導計画を作成し、活用していくことが大切である。

#### 【知的障がい特別支援学級での指導内容の段階について】

知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校小学部の算数「内容」の2段階に「10までの数の数え方や表し方、構成」に関する事項として、次のような知識及び技能を身に付けることとされている。

- ア ものとももの対応させることによって、ものの個数を比べ、同等・多少が分かること。
- イ ものの集まりと対応して、数詞が分かること。
- ウ ものの集まりや数詞と対応して数字が分かること。
- エ 個数を正しく数えたり書き表したりすること。

- オ 二つの数を比べて数の大小が分かること。
- カ 数の系列が分かり、順序や位置を表すのに数を用いること。
- キ 0の意味について分かること。
- ク 一つの数を二つの数に分けたり、二つの数を一つの数にまとめたりして表すこと。
- ケ 具体的な事物を加えたり、減らしたりしながら、集合数を一つの数と他の数と関係付けてみる  
こと。
- コ 10の補数が分かること。

これらの内容は、系統性を踏まえた順序となっているので、基本的には児童生徒の実態から、ア～コのどの内容まで身に付いているかを把握し、「できること」と「できつつあること」の境界にあたる事項を指導内容として設定する。例えば「イ ものの集まりと対応して、数詞が分かること。」について、現時点で「4」まで分かる場合、次は「5」について分かることを指導内容として設定するなど、できるだけ具体的かつ段階を細分化して設定する。

また、同じ2段階の思考力、判断力、表現力等の内容として、次の事項が挙げられている。

- ア 数詞と数字、ものとの関係に着目し、数の数え方や数の大きさの比べ方、表し方について考え、それらを学習や生活で興味をもって生かすこと。

そのため、指導する内容を訓練的に教え込むのではなく、学習や生活の中での事象と結びつけて興味をもたせ、児童生徒が進んで考えたり、生かしたりすることができるような学習活動を仕組むことが大切である。

#### (4) 指導計画の作成

今回の学習指導要領改訂では、次のように規定されている（ここでは、小学校の記述を取り上げ。）。

- エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

##### ア 個別の教育支援計画

小・中学校学習指導要領解説総則編には、個別の教育支援計画の意義、位置付け及び作成や活用上の留意点などが示されている（ここでは、小学校の記述を取り上げ。）。

##### （第3章 第4節 児童生徒の発達の支援 2 特別な配慮を必要とする児童への指導）

個別の教育支援計画の作成を通して、児童に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解をすべき大切な情報となる。また、在籍校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として個別の指導計画に生かしていくことが重要である。

個別の教育支援計画は、障がいのある児童生徒の一人一人のニーズを中・長期的な視点で正確に把握し、適切に対応していく考えの下、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な支援を行うことを目的とする。

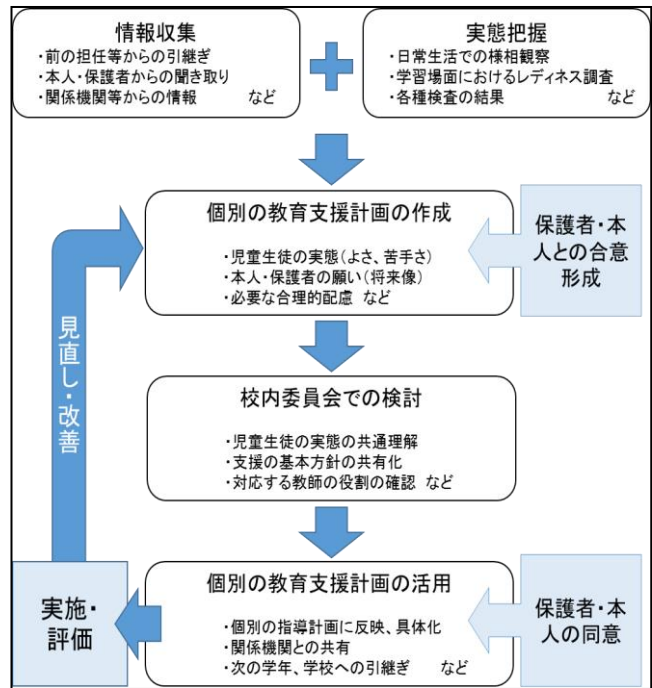


また、この支援は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係者・機関の連携協力が不可欠である。

個別の教育支援計画作成と活用の流れとしては、図7のような手順が考えられる。このような流れで、評価と見直し・改善を繰り返しながら指導や支援を継続し、支援の共有化を図っていくことで、児童生徒一人一人の支援のネットワークが構築される。そして、児童生徒の成長に伴い必要となる関係機関等が変わっても、適切な配慮や支援を引き継ぐことができる。

### イ 個別の指導計画

小・中学校学習指導要領解説総則編には、個別の指導計画の意義、位置付け及び作成や活用上の留意点などが示されている。その中で、次の記述がある（ここでは、小学校の記述を取り上げ）。



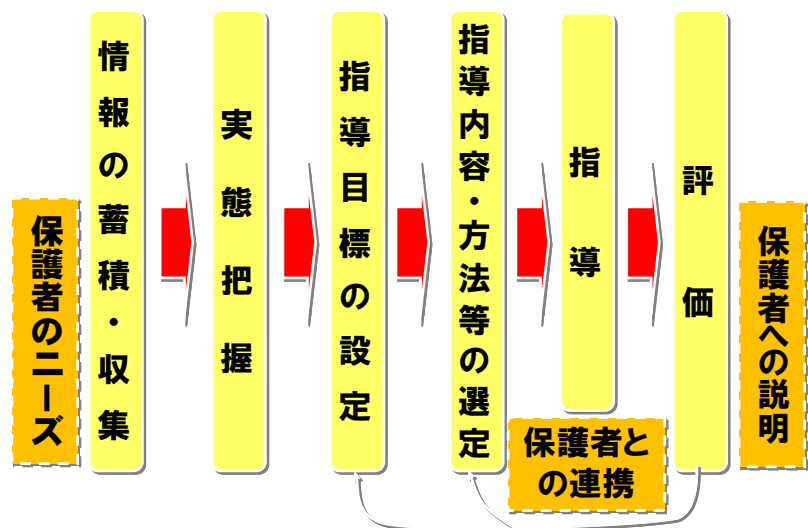
(図7) 個別の教育支援計画作成と活用の流れ

#### (第3章 第4節 児童の発達の支援 2 特別な配慮を必要とする児童への指導)

特別支援学級における各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画を作成するものとする。また、各教科の一部又は全部を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えた場合、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科の各段階の目標及び内容を基にして、個別の指導計画に基づき、一人一人の実態等に応じた具体的な指導目標及び指導内容を設定することが必要である。

個別の指導計画は、個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障がいのある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細かに指導するために作成する。

作成の手順として、まず、実態把握をする。児童生徒の障がいの実態から発達段階を把握し、できること・できつつあること・できないこと、等を明らかにする。



(図8) 個別の指導計画の作成と活用の流れ

次に、指導目標の設定をする。設定に当たっては、①児童生徒の将来を見通して、何が必要か。②今現在、指導することが適切か。③指導をしている間に目標が達成できる可能性があるか。という3つの視点が大切である。



右の図9の例では、長期目標「提示された課題に持続的に取り組むことができる。」を達成するために、当面どのような具体的な指導内容を設定するかを検討した上で、学期ごとに長期目標が達成できるようなスモールステップによる短期目標を設定している。

指導内容・方法等の選定に当たっては、次のような点に留意する必要がある。

- ・ 指導内容については無理のない条件設定を行う。
- ・ 指導方法(学習形態・場)については、抵抗感、二次的障がいへの配慮をする。
- ・ 有能感、達成感を味わえる配慮をする。
- ・ 評価につながる教材・教具の工夫をする。

特別支援学級の個々の児童生徒の指導の目標については、児童生徒の将来の姿を見通して、個別の指導計画の作成を通して長期的な目標や短期的な目標を設定する。その際、本人や保護者の意向を反映し、児童生徒本人が意識できる具体的な目標を設定することが大切である。図10は、国語科の読むことについての内容に焦点化して作成した個別の指導計画の作成例である。

★個別の指導計画様式例は、P. 36～に掲載しています(上の例は様式例1を基に作成したもの)。この様式例は、福岡県教育委員会のホームページからダウンロードできます。

URL : <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kobetu-yousiki.html>

個別の教育支援計画及び個別の指導計画を学校全体で進めるための留意点として、学習指導要領解説総則編に次のように示されている(ここでは、小学校P.114の記述を取り上げ。)

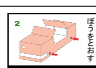
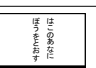
各学校においては、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成する目的や活用の仕方に違いがあることに留意し、二つの計画の位置付けや作成の手続きなどを整理し、共通理解を図ることが必要である。また、個別の教育支援計画及び個別の指導計画については、実施状況を適宜評価し改善を図っていくことも不可欠である。

こうした個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用システムを校内で構築していくためには、障がいのある児童生徒などを担任する教師や特別支援教育コーディネーターだけに任せるのではなく、全ての教師の理解と協力が必要である。

このためには、校長のリーダーシップのもと、学校全体の協力体制づくりを進めたり、全ての教師が二つの計画についての正しい理解と認識を深めたりして、教師間の連携に努めていく必要がある。

長期目標	提示された課題に持続的に取り組むことができる。		
観点等	1学期	2学期	3学期
短期目標	提示された課題に <b>5分間</b> 取り組む	提示された課題に <b>10分間</b> 取り組む	提示された課題に <b>20分間</b> 取り組む
領域・教科名等	日常生活の指導	生活単元学習	国語
指導内容	活動開始、終了の <b>視覚的支援をもとに教師と行動する</b>	活動開始、終了の <b>指示を聞いて教師と行動する</b>	活動開始、終了の <b>指示を聞いて行動する</b>
指導方法(学習形態・場)	日常的な活動の場	日常的な活動の場や <b>共同での活動の場</b> も含めて	日常的な活動の場や音読等の <b>国語科指導の場</b> も含めて
指導上の配慮事項等	<b>興味があり自信をもって「できる」課題</b> を中心に提示	<b>「少しがんばればできる」課題</b> を提示	<b>「少しがんばればできる」課題を本人に選ばせる</b>
教材・教具	<b>内容を視覚的に提示し達成できたらシールで評価</b> する	達成できたら <b>シールで評価</b> する	※できるだけ視覚的提示、シールを使わない

(図9) 特別支援学級での個別の指導計画作成例1

長期目標	文の内容を読み取って行動することができる。		
観点等	1学期	2学期	3学期
短期目標	<b>説明図や音声を手がかりに2語文を読んで行動化</b> することができる。	<b>音声を手がかりに3～4語文を読んで行動化</b> することができる。	<b>3～4語文を読んで行動化</b> することができる。
領域・教科名等	国語		生活単元学習
指導内容	2語文の <b>説明書を読み取って行動</b> すること。	3～4語文の <b>説明書を読み取って行動</b> すること。	
指導方法(学習形態・場)	材料は <b>製作過程ごとに準備</b>	<b>説明図は板書</b> で	材料は <b>一つの場所にまとめて準備</b>
指導上の配慮事項等	<b>説明書は製作過程ごとに読み取らせる。</b>		<b>説明書は製作過程順にまとめたファイルを読み取らせる。</b>
教材・教具	 文 + 説明図 + 音声	 文 + 音声	 文のみ

(図10) 特別支援学級での個別の指導計画作成例2

### ウ 年間指導計画，授業時数配当表

年間指導計画は，年間を見通して，指導の方針を定めるものである。年間指導計画作成の要点を挙げると下記のとおりである。

- ① 「各教科等を合わせた指導」等の項目ごとに指導計画を作成する。この指導計画では，指導内容・学習活動に関して，指導の時期，指導に要する時数，題材の設定などの骨子を明らかにする。
- ② それぞれの項目で行われる指導内容・学習活動，指導の時期，指導時数等については，例えば，算数で身に付けた内容が生活単元学習で活用される等，相互に補完的な関連が保てるよう調整する。
- ③ 授業時数配当表の作成に当たっては，年間総授業時数を踏まえた上で，おおよその時間配当をする。その際には，指導の重点を定め，指導の効果が高められるよう効率的な時間配当を工夫する。

学期別・月別の指導計画を作成する場合は，年間指導計画を具体化して，指導の目標や内容を一層明確にしたり，年間指導計画に盛り込めなかった事柄を取り上げたりする。

#### (5) 実施と評価

立案した計画に従って，指導・支援を行うことで児童生徒がどう成長していくかを確かめ，作成した指導計画が有効かどうか検討していくことが教育評価である。

この教育評価を行うためには，次の点に留意することが大切である。

- ① 達成できた点や身に付いている点に注目し，肯定していく加点法での評価を心がけること。
- ② 交流学級での授業についても，指導計画を共有するなど教師間で連携して評価すること。

項目		月		4 月		5 月		6 月		7 月	
		生活単元学習		各教科等を合わせた指導		各教科等を合わせた指導		各教科等を合わせた指導		各教科等を合わせた指導	
教科	国語										
	特別活動										

(図 11) 年間指導計画の様式例

【小学校】		特別支援学級の授業時数		交流学級の授業時数	
		A 児	B 児		
教 科	国 語	( )	( )	( )	( )
	社 会	( )	( )	( )	( )
	算 数	( )	( )	( )	( )
	理 科	( )	( )	( )	( )
.....		( )	( )	( )	( )
総合的な学習の時間		( )	( )	( )	( )
領 域	道 徳	( )	( )	( )	( )
	特別活動	( )	( )	( )	( )
	自立活動	( )	( )	( )	( )
合 各 わ 教 せ 科 た 等 指 を 導	日常生活の指導	( )	( )	( )	( )
	生活単元学習	( )	( )	( )	( )
	遊びの指導	( )	( )	( )	( )
	総 授 業 時 数	( )	( )	( )	( )

【小・中とも】教科・領域については，実際に実施している教科のみ，特別支援学級での指導時数，交流学級での指導時数を分けて年間で実施する単位時間数で記入する。また，それぞれの( )内には，過当たりの特別支援学級での授業時数を記入する。

【中学校】上記形式を参考にして作成するが，「教科」の項目に外国語(英語)や選択教科等を付け加えたり，「各教科等を合わせた指導」の項目に作業学習を付け加えたりする。

(図 12) 授業時数配当表の様式例

#### 4 教育課程編成に関する事項と留意点

##### (1) 指導時数

特別支援学校学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）には、年間の授業時数の取扱いについて、次のように述べられている。

特別支援学校の小学部又は中学部の各学年における年間の総授業時数については、小学校又は中学校の各学年の年間の総授業時数に準ずるものとしている。すなわち、各学年の年間の総授業時数については、小学部は小学校の標準として示されている学校教育法施行規則第 51 条別表第 1 の各学年の総授業時数に、中学部は中学校の標準として示されている第 73 条別表第 2 の各学年の総授業時数に準ずることになる。なお、ここでいう「準ずる」とは、原則として同一ということの意味している。（P. 220～）

なお、各学年の総授業時数は、小学校及び中学校に準ずることから、別表第 1 及び別表第 2 に標準として示された総授業時数を、年度当初の計画の段階から下回って教育課程を編成することは、学習指導要領の基準性の観点から適当とは考えられない。（P. 221）

また、各教科等のそれぞれの年間の授業時数については、標準として定めておらず、それらの目標や内容を考慮して、各学校で、適切に定めるものとしている。

しかしながら、①小学部・中学部学習指導要領第 1 章総則第 2 節第 2 の 1 において、「……内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。」と示されていること、②小学部又は中学部の各教科等（自立活動を除く。）の目標、内容が小学校又は中学校のそれらに準じていること、③別表第 1 又は別表第 2 に定められている各教科等の年間の授業時数は、各教科等の内容を指導するのに要する時間を基礎とし、学校運営の実態などの条件も十分考慮しながら、標準として定められている。

以上のことから、特別支援学校の小学部又は中学部において具体的な授業時数を定める際に、別表第 1 又は別表第 2 に示された授業時数が、十分参考になり得ると考えられる。（P. 221）

なお、各教科等の適切な授業時数を定める場合には、簡単に同じ授業時数にするというのではなく、学校において、主体的な立場から弾力的な教育課程の編成を主眼として、学校や児童生徒の実態に即して行うよう留意することが必要である。

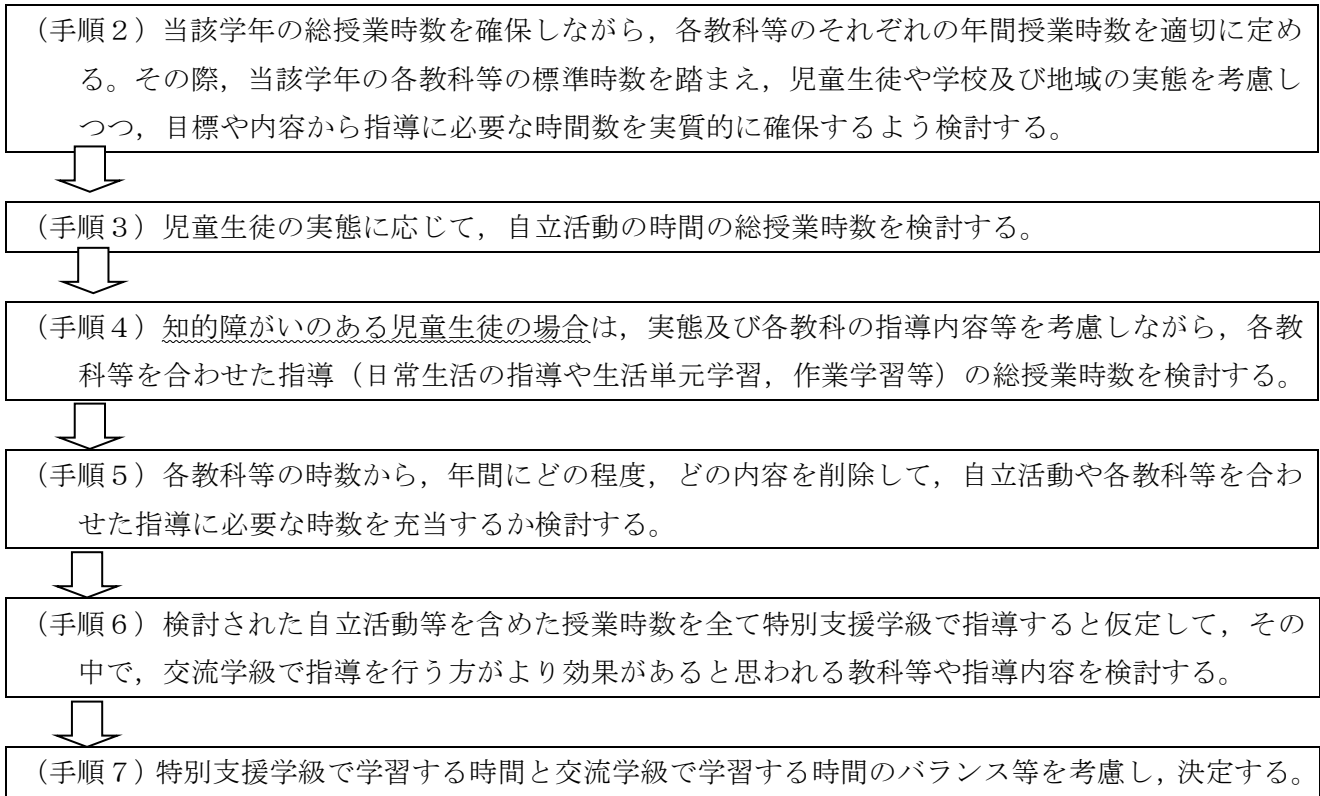
したがって、各学校においては、この別表第 1 及び別表第 2 に示されている各教科等の授業時数を踏まえ、地域や学校及び児童生徒の実態を考慮しつつ、さらには個に応じた指導などの指導方法・指導体制、教材等の工夫改善など授業等の質的な改善を図りながら、小学部・中学部学習指導要領に基づき教育課程を適切に実施し指導するために必要な時間を実質的に確保するという視点が重要である。（P. 221～）

以上のことを踏まえ、特別支援学級における指導時数の設定については、小・中学校の通常の学級における当該学年の標準時数を基本とし、次のような手順で検討・決定していくことが考えられる。

##### <特別支援学級の指導時数設定の手順例>

（手順 1）通常の学級における当該学年の総授業時数と各教科等の標準時数を確認する。





※留意点 ・各教科等を合わせた指導は、知的障がいのある児童生徒のみ行うことができる。  
 ・自立活動や各教科等を合わせた指導の授業時数の上限や下限はない（あくまでも、児童生徒の実態に応じて、必要な時数を設定する。）

(2) 週時程表の作成

週時程は、児童生徒にとって、1日の学校生活、1週間の学校生活が分かり、見通しをもって主体的に活動できることが大切である。よって、作成する週時程表も分かりやすく、活動しやすいものである必要がある。また、週時程を決めるに当たっては、学校全体の計画を十分に考慮するとともに、指導内容・活動によって時間配当を決めたり、時間帯を工夫したりすること。

【例1】知的障がい特別支援学級の週時程

〈週時程の基本的な考え方〉

- 各教科等を合わせた指導を中心に位置付ける場合
    - ・ 日常生活の指導と生活単元学習を中心に設けている。
    - ・ できるだけ毎日同じ時間帯で設定し、見通しをもって活動できるようにする。
  - 教科等の指導を中心に位置付ける場合
    - ・ 教科等の配列をなるべく毎日同じ時間帯にする。
- ※ 網掛けの部分は交流学級で学習する時間を表す。  
 この例では、図画工作，音楽，体育，総合的な学習の時間，クラブ活動，委員会活動について、内容に応じて交流及び共同学習を実施する場合もある。

	月	火	水	木	金
	朝読書など				
1	日常生活の指導 (朝の会)				図工
2	国語	体育 音楽	国語	算数	図工 生単
3	生活単元学習				
4	給食・昼休み・そうじ				
5	音楽 体育	算数	総合 総合	国語 体育	体育 音楽
6	クラブ ク・委	日常 生活		音楽 日生	図書

※上段：A児，下段：B児

(図12) 小学校知的障がい特別支援学級の週時程の例

## 【例2】肢体不自由特別支援学級の週時程

### 〈週時程の基本的な考え方〉

- ・ 理科，音楽，図画工作，家庭科，総合的な学習の時間，道徳科，学級活動は交流学級で学習する。
- ・ 自立活動は，保護者と話し合い，毎日行うようにしている。
- ※ 特別支援学級での指導に当たっては，障がいの状態に応じた教材・教具を工夫している。
- ※ 網掛けの部分は交流学級で学習する時間を表す。  
この例では，国語，算数，社会，体育について，内容に応じて交流及び共同学習を実施する場合もある。

	月	火	水	木	金
	朝読書など				
1	自立活動	国語	国語	国語	国語
2	国語	算数	社会	算数	算数
3	算数	自立活動	図工	自立活動	家庭
4	理科	社会		理科	
	給食・昼休み・そうじ				
5	体育	音楽	自立活動	音楽	道徳
6	総合		学活		自立活動

(図13) 小学校肢体不自由特別支援学級の週時程の例

### 〈週時程作成上の留意点〉

週時程表の作成に当たっては，各教科等別の指導時数を考慮するだけでなく，学習内容に応じた時間配当，通常の学級との交流及び共同学習の実施などについての配慮が必要である。また，週時程は，なるべく変更せず，毎週同じ計画で固定することが望ましい。

なお，複数の交流学級と調整する場合，次のような問題が生じることがある。

- 特別支援学級の週の予定がなかなか確定しない。
- 特別支援学級の週の予定を確定しても，後で変更が生じる。
- 交流及び共同学習のための十分な打合せや準備ができないまま実施される。

こうした事態を防ぐために，学校全体が特別支援学級の児童生徒の負担や特別支援学級担任の悩みを共通理解し，例えば，先に特別支援学級の週時程を決め，それに合わせて各交流学級の週時程を調整するなど，学校全体として方策を講じることが大切である。

### (3) 教科用図書

特別支援学級で使用する教科用図書について，学校教育法施行規則では，次のように規定されている。

第139条 前条の規定により特別の教育課程による特別支援学級においては，文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には，当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより，他の適切な教科用図書を使用することができる。

この場合，原則として，下学年用の検定教科書，又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を採択することが望ましいが，それが不適当な場合には，当該小学校及び中学校の設置者の定めるところにより一般図書を採択することができる（学校教育法附則第9条）。



#### (4) 交流及び共同学習

##### ア 交流及び共同学習の定義とねらい

障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に参加する活動は、①相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、②教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられます。③「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものです。また、この二つの側面は分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。交流及び共同学習は、④障害のある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、⑤社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となり、ひいては共生社会の形成に役立つものと言えます。

※○数字及び下線は、付加したもの（「交流及び共同学習ガイド」 文部科学省HPから抜粋）

上記文章の下線の部分は、交流及び共同学習の定義に関するものである。①は、交流の意味、②は、共同学習の意味、③は、その両面が一体となって行われる必要があることを表している。

また、波線の部分は交流及び共同学習のねらいを表している。④は、障がいのある児童生徒にとってのねらい、⑤は障がいのない児童生徒にとってのねらいである。

交流及び共同学習を行う際は、両者にとってのねらいを明確にし、そのための支援や指導を行う必要がある。

##### イ 交流及び共同学習を行う根拠

交流及び共同学習を行う根拠は、学習指導要領に示されている。

<小学校学習指導要領解説 総則編>（平成29年告示）第3章 第5節 2の②のイ

他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

障害者基本法第16条第3項にも規定するとおり、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、児童が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。特別支援学校との交流の内容としては、例えば、学校行事や学習を中心に活動を共にする直接的な交流及び共同学習のほか、文通や作品の交換といった間接的な交流及び共同学習が考えられる。なお、交流及び共同学習の実施に当たっては、双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある幼児児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、組織的に計画的、継続的な交流及び共同学習を実施することが大切である。

また、特別支援学級の児童との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の児童の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することなどが大切である。

このことは、「障害者の権利に関する条約」など国際的な動向を踏まえて、共生社会を形成するためのインクルーシブ教育システムの実現を目指すことが明確に打ち出されたことを示している。

## ウ 教育課程上の位置付け

交流及び共同学習は、小・中学校の通常の学級と特別支援学級の間で行われているほか、特別支援学校と近隣の小・中学校等や地域の人たちとの間でも行われている。いずれの場合であっても、授業時間内に実施する場合は、児童生徒の在籍する学校、学級の授業として位置付けられていることに十分留意し、教育課程上の位置付け、指導目標などを明確にし、適切な評価を行うことが必要である。特に、教科の授業においては、当該教科の目標を達成できるようにすることが大切である。

## エ 交流及び共同学習実施上の留意点

- ・ 活動を計画する場合には、保護者を含めて、関係者が互いにその必要性、意義等について十分に理解し合うこと。
- ・ 個別の指導計画を特別支援学級担任と交流学級担任で共有し、交流及び共同学習を年間指導計画や単元ごとの指導計画などに反映させること。その際には、教育課程上の位置付け、評価計画、交流及び共同学習の形態や内容、回数、時間、場所、協力体制等について十分検討すること。
- ・ 無理なく継続的に繰り返す等、児童生徒が主体的に活動に取り組めるようにすること。
- ・ 特別支援学級の児童生徒の活動の状況や周囲の支援の様子を常に把握し、円滑に活動できるように指導・助言すること。
- ・ 事故の防止に努めるとともに、活動が過重な負担にならないように留意すること。

## オ 交流及び共同学習の評価

交流及び共同学習における学習評価は、その授業の指導者が行うことが基本となる。よって、交流学級の担任が授業をし、特別支援学級担任がいない場合などは、交流学級の担任が評価をすることになる。これは、実際に指導に当たった者が、どういう手立てを行った結果、どのように目標に近づいたのかを明らかにし、指導の過程を踏まえた成果を評価すべきだからである。

ただし、その時間の学習内容や実態に応じた手立て、評価基準、評価方法などは特別支援学級の担任と交流学級担任が十分に共通理解した上で授業を実施し、評価の結果についても両者で検討することが大切である。

## (5) 通知表・指導要録

### ア 通知表

通知表の作成、記入に当たっては、次の点に留意することが大切である。

- ① 各学級の教育課程に基づいて、個々の児童生徒に応じた形式で作成すること。例えば、個別の指導計画で設定した短期目標と連動した項目を設定することなどが考えられる。
- ② 通知表の形式は、通常の学級と同様に記号で表してよいが、教科等や内容によって児童生徒のよさや成長をより具体的に伝えるために記述式で作成されることもある。記述については、小学生の場合は保護者に向けて、中学生の場合は生徒自身が理解できる文章にする等、発達段階に応じた配慮をすること。
- ③ 受け取った保護者や児童生徒の意欲が高まるように、良い点や伸びた点を中心に記述すること。

### イ 指導要録

指導要録の様式は各学校の設置者が定めるが、特別支援学級の場合、児童生徒の実態に基づいて編成している各学級の教育課程に応じて、通常の学級と同じ様式や一部変更した様式を使用したり、特別支援学校の様式を参考にして使用したりする場合がある。

## 5 特別支援学級の学級経営

### (1) 学級の教育目標の設定

小学校又は中学校に設置されている特別支援学級においては、各学校の教育目標に基づいて教育活動を進めることになる。特別支援学級の教育目標を具体的に設定するに当たっては、児童生徒の実態についても十分考慮しなければならない。

学級の教育目標の設定に当たっては次の点に留意すること。

- 学校の教育目標との関連を十分に考慮すること。
- 児童生徒、学校、学級及び地域の実態に即したものであること。
- 教育的な価値が高く、児童生徒の将来の自立を見通し、継続的な指導が可能であること。
- 特別支援学級担任及び全教職員の考えを反映し、主体的な取組と協力によって作るものであること。

### (2) 行事等の計画・実施についての留意点

- 学校行事、集会への参加

特別支援学級に在籍する児童生徒が行事や集会にどのようにかわり、参加するのか、実態等に基づき年度の初めに方針を決めておくこと。また、参加の方法についても、学級全体が参加するのか、児童生徒が該当学年に入って参加するのかを決めておき、全教職員の共通理解を図っておく必要がある。

- 安全指導・避難訓練

学校全体で行う安全指導や避難訓練には、特別支援学級の児童生徒も参加することが原則である。さらに、特別支援学級の児童生徒の実態を考慮して、学級独自で、具体的な安全指導や避難訓練を行う必要がある。また、地震や火災などの災害に対し、考えられる範囲で、緊急時の防災計画をたて、計画的に訓練をしておく必要がある。

- 交通安全指導

登下校時の交通安全指導だけでなく、公共交通機関を使用した宿泊学習や遠足、社会見学などの校外学習時の交通安全指導まで、年間を通して実施することが必要である。また、普段の状況だけではなく、保護者と連携しながら悪天候時や交通機関の不通なども予測した指導をする必要がある。

- 学習時や休憩時の安全指導

児童生徒の実態を十分に考慮し、危険防止や健康、安全に配慮した指導計画を立てるとともに、緊急時の体制や教室環境の整備に十分配慮する必要がある。

- 避難訓練

緊急時の児童生徒の反応や予測される行動を日常の行動や訓練から把握し、対策を立てておくこと。特別支援学級担任だけでは安全な避難ができないと予測される場合は、学校内の特定の教職員に援助してもらうように全教職員で確認し、訓練の段階から参加したり、緊急時に児童生徒を保護者に引き渡すまでの手順や方法を決めたりして、実際の訓練を行う必要がある。



### (3) 特別支援学級における教育環境の整備

#### ア 言語環境の整備

##### ○ 学級の名称，教室掲示

教室の名称や掲示物などの言葉は，児童生徒の言語発達の段階等を考慮して，分かりやすく工夫すること。

##### ○ 特別支援学級での生活と言葉

特別支援学級での生活は，児童生徒の言語の発達に大きな環境要因として作用しており，児童生徒は，教師や友達との出会いや関わりの中で，言葉を用いる経験を通して，必要な言語を獲得していく。教師の言葉づかいや児童生徒同士の言葉づかいが適切であるよう常に配慮する必要がある。教師は，毎日の生活場面での言葉についても，児童生徒の障がいの程度や発達段階に応じて，生活年齢にふさわしい，適切な言葉を用いるように心がける必要がある。

#### イ 教室環境の整備等

##### 【どの学級にも共通すると思われる教室環境の整備等のポイント】

- ・ 整理・整頓し，余計な刺激を与えないよう整然とした環境を整える。掲示物等についても，特に前面は，シンプルな必要最小限の掲示にし，学習に集中できるようにする。
- ・ 1時間の活動の流れ，1日の時間割，1週間・1か月のスケジュールを視覚的に提示し，見通しをもって活動できるようにする。時間割については，できるだけ1日や1時間の流れを同じ（パターン化）にすることで見通しをもちやすくなる。
- ・ 何をすればよいか，どのようにするのか，次は何をするのか等，活動内容や方法，その手順や目標を分かりやすく示す。そして，できた，やり遂げたことは必ず褒め，達成感をもたせる。
- ・ 当番活動などは，活動の全体像が分かり，活動内容を確認しながら進めることができるようにする。

##### 【障がい種別の基本的な教室環境の整備等のポイント】

##### ○ 知的障がい特別支援学級

- ・ 学習の手順，ものの名称等を掲示することによって，言葉の学習等で活用できるようにする。
- ・ 学習の足跡等が児童生徒自身に分かる作品等の掲示を工夫する。

※ 児童生徒の興味・関心や課題等に応じた情報を選択し，児童生徒が必要とする情報を常に提供することができるように教室の壁面を活用する。

##### ○ 自閉症・情緒障がい特別支援学級

- ・ 集団で学習する場所，個別で学習する場所，給食を食べる場所，着替える場所等を分けたり，話し合いの場面，静かに活動する場面等の区分を明確にしたりすることにより，今しなければならぬことを分かりやすくして集中できるようにする。
- ・ 話しかける位置，タイミング，声の大きさ・早さ・トーン等にも配慮する。

※ 教室の壁面の情報を制限したり運動用具・教具を収納したりして刺激のコントロールに注意する。また，必要に応じて一人になることで感情を収めることのできる環境も設定する。

##### ○ 肢体不自由特別支援学級

- ・ 教室の場所をトイレや交流学級に近い場所に配置することで移動時間を短縮し，活動時間を増やすように心がける。
- ・ 変形・拘縮の進行を防ぐために座位や立位，腹臥位（うつ伏せに寝た姿勢）と様々な姿勢をとら

せるスペースを確保する。また、臥位や立位姿勢を取らせるためにセノック・マットを教室半分に敷き詰め、残り半分を床にして立位台や車椅子等を動かしやすいようにする。

- ・ 安全で動きやすいこと、床に直に座れる衛生的な環境を心がける。
- ・ 各動作の介助を行う際に、「座ります」「離します」等と声をかけて見通しをもたせるとともに、腰を支えて座る位置に誘導するなど、安心して行動できるようにする。

#### ○ 弱視特別支援学級

※ 地域の特別支援学校（視覚障がい教育部門）や眼科等の関係機関、眼鏡店などとの連携を図りながら環境整備を進めること。

- ・ 学習に必要な十分な明るさを保つとともに、まぶしさにも配慮し、ブラインドやカーテン等で調節できるようにすること。
- ・ 危険を防ぐため、児童生徒が日常的に移動する動線上に備品等を置かないよう留意すること。
- ・ コントラストに配慮して見やすい環境を整えること（壁とドア、壁と照明のスイッチ、机の天板と教材等のコントラスト）。
- ・ 姿勢を良好に保ち、効率的な学習活動を行うことができるように、机の高さを調節したり、斜面台（傾斜机）を準備したりする。
- ・ 学習活動を効率的に行うために、拡大読書器などの視覚補助具の導入を検討する。

#### ○ 難聴特別支援学級

※ 地域の特別支援学校（聴覚障がい教育部門）や耳鼻科等の関係機関、補聴器店などとの連携を図りながら環境整備を進めること。

- ・ 教師が70デシベル程度以上の（大きすぎるのも不可）発声を行うようにする。
- ・ 視覚的に情報を獲得しやすいような種々の教材・教具や、楽しみながら取り組むことができるコンピュータ等の情報機器を用意し、有効に活用する工夫をする。

#### ○ 病弱・身体虚弱特別支援学級

※ 原因となる疾患によって対応の方法が異なるので、障がいの特徴等の理解を深める。

- ・ 治療の原則、生活上の規制、基本的な日常生活の行動様式についての理解を図ること。
- ・ 健康観察の徹底を図ること（体温、脈拍、呼吸、機嫌、皮膚、食事、尿、便、その他）。

### (4) 保護者や関係機関等との連携

#### ア 保護者との連携

家庭訪問や個人懇談、授業参観等の機会を利用して、指導の目標、内容・方法についての共通理解を図る。その際、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用しながら、学習の様子や課題について具体的に説明する。また、連絡帳を使って日々の変化や成長を具体的に伝えるようにする。

#### イ 関係機関等との連携

##### ○ 医療機関との連携

特別支援学級の児童生徒は、てんかん、心疾患、喘息などの疾患や複数の障がいを併せ有する場合があるため、必要に応じて主治医から服薬や病状についての情報交換をすることなどが大切である。行事等では学校医との意見調整を図るほか、宿泊学習などでは現地の医療機関との連携も必要になる。

##### ○ 関係機関への相談

相談機関では、保護者や教師の話（学習、行動、生活面の様子）や各種検査の結果、持参した資料

等から具体的な支援方法について様々なアドバイスを受けることができる。コーディネーター等が窓口となって相談の申込みを行ったり、相談後の指導・支援の成果や課題等について連絡を取ったりすることで継続した連携を図る。

#### ウ 地域との連携

買い物や交通機関の利用等、児童生徒の社会性を広げていくためには、地域の人々の協力に負うところが大きい。このことから、学習活動を進めていく上では、地域の人々との連携を図ることが特に大切である。

#### エ 特別支援学級間での連携

学校に複数の特別支援学級が設置されている場合、特別支援学級間の連携が可能である。特に、担任同士が学級経営や行事の取組等について日常的に確認しながら進めることができるとともに、障がい種に応じた専門的な知識・技術や特別支援教育に関する情報を共有し、担当者としての資質向上を図ることができる。特別支援教育担当者が、チームとなって在籍児童生徒の指導に当たることで、より大きな教育効果が期待できる。

ただし、障がい種ごとに特別支援学級が設置されている意義を踏まえ、あくまでも学級ごとの授業が基本であり、大半の時間を合同で行うことなどがないように十分留意する必要がある。障がい種が異なる学級が合同で授業を行う場合は、支援の方法が異なる場合が多いため、教師間の事前の情報共有や一人一人に応じた具体的な支援の計画や方法の検討が重要である。

〈連携した取組の例〉

##### ○ 週時程の一部を合同で行う場合

特別支援学級の朝の会を合同で行うことなどが考えられる。その中で、あいさつや役割、きまりなどについて、集団での活動を通して身に付けることができる。集団指導においても、個別の目標や手立てを準備して、教師の役割分担を確認した上で協同して指導に当たることが大切である。

##### ○ 知的障がいのある児童生徒に、発達段階等に応じて教科学習のグループ指導を行う場合

知的障がいのある児童生徒が複数の学級に在籍する場合、教科や内容によって、学級をばらして個々の実態に近い者同士のグループをいくつかつくり、それぞれに担当者を配置して、実態に応じた内容を指導することが考えられる。

##### ○ 知的障がいのある児童生徒に、各教科等を合わせた指導を合同で行う場合

知的障がいのある児童生徒が複数の学級に在籍する場合、生活単元学習などの各教科等を合わせた指導を合同で行うことが考えられる。あくまでも、各教科等の目標・内容として個別の指導目標・内容を設定し、必要な支援を個別に行うことが重要である。

##### ○ 知的障がいのない児童生徒に、同一学年で教科学習を行う場合

知的障がいのない児童生徒に「準ずる」教育課程として教科の指導を行う場合、学級をばらして同じ学年の児童生徒をグループ化し、授業を行うことが考えられる。特に、中学校においては、教科担当の教師が授業をする必要があるため、特別支援学級担任以外の教師との連携が重要である。

# 第3章

## 通級による指導

平成30年度から、高等学校における通級による指導が制度化されています。  
本県では、県立高等学校及び中等教育学校後期課程に在籍する生徒を対象に、通級による指導を拠点校にて実施しています。通級指導を受けるまでの手続等の詳細は、次の資料を御参照ください。

- 特別支援教育コーディネーターガイド（平成30年 福岡県教育委員会）
- 特別支援教育推進ガイド P. 49（平成30年 福岡県教育委員会）

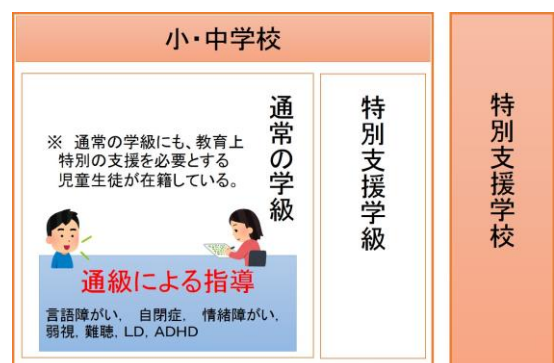
## 1 通級による指導の対象となる児童生徒

通級による指導の対象となる児童生徒については、学校教育法施行規則において、次のように規定されている。

第140条 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

このほか、通級による指導の対象となる児童生徒については、「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（平成18年3月31日付け17文科初第1178号初等中等教育局長通知）」、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知）」において、いずれの該当も「通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもので」と示されている。通級による指導の対象となる児童生徒は、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の者であり、特別支援学級在籍の児童生徒は含まれていない。なお、知的障がいについては、その障がいの特性上「通級による指導」の対象となっていないことに留意する必要がある。



（図1）特別支援教育における

### 通級による指導の位置付け

## 2 通級による指導の教育課程編成の基本的な考え方

通級による指導の教育課程上の取扱い、通級による指導における特別の指導の具体的内容及び通級による指導を行う際の授業時数については、平成5年文部省告示第7号（平成18年3月31日文部科学省告示第54号による一部改正）で規定された。また、17文科初第1177号「学校教育法施行規則の一部改正等について」（平成18年3月31日）では、授業時数について次のように記されている。

通級による指導において行うこととしている障害に応じた特別の指導については、（略）障害の状態に応じて適切な指導及び必要な支援を行う観点から、通級による指導の授業時数の標準としては、

これらの指導を合計した年間の授業時数の標準のみを定めることとし、これを年間35単位時間から280単位時間までとすること。

また、新たに通級による指導の対象となる学習障害及び注意欠陥多動性障害者については、月1単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、これらの児童生徒に対して通級による指導を行う場合の授業時数の標準については、年間10単位時間から280単位時間までとすること。

さらに、学校教育法施行規則第141条では、通級による指導の教育課程上の取扱いについて、次のように記されている。

第141条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

これらをまとめると、次のことが言える。

#### 【教育課程上の取扱い】

- 特別の教育課程を編成してよい。
- 他校で受けた授業でも、自校で行った授業と見なすことができる。
- 通級による指導の内容を教育課程に加えるか、又は、一部に替えることができる。

#### 【授業時数】

- 年間35時間～280単位時間の範囲（週1～8時間）とする。
- LD、ADHDに該当する児童生徒については年間10単位時間が下限となる。

#### 【指導内容】

- 自立活動の指導を行う（特別支援学校の学習指導要領を参考にすること。）
- 特に必要があれば、障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。

※ 単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導ではないことに留意する。

### 3 自立活動の指導内容設定の手順

#### (1) 流れ図に沿った指導内容の設定

P. 27の図2は、実態把握から具体的な指導内容を決定するまでの流れ図（※）である。この流れ図に沿って、実態把握から具体的な指導内容の設定までが重要である。

##### ア 実態把握の段階

- ①：障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題について情報収集をする。
- ②-1：①で収集した情報を自立活動の区分に即して整理する段階
- ②-2：①で収集した情報を学習上又は生活上の困難、これまでの学習の習得状況の視点から整理する段階
- ②-3：①で収集した情報を〇〇年後の姿の視点から整理する段階

**イ 指導すべき課題を整理する段階**

③：①をもとに②-1, ②-2, ②-3で整理した情報から課題を抽出する段階

④：③で整理した課題同士の関連を整理し、中心的な課題を導き出す段階

**ウ 課題同士の関係を整理する中で今指導すべき指導目標を設定する段階**

⑤：④に基づき指導目標を設定する

**エ 指導目標（ねらい）を達成するために必要な項目を設定する段階**

⑥：⑤の指導目標（ねらい）を達成するために必要な項目を選定する。

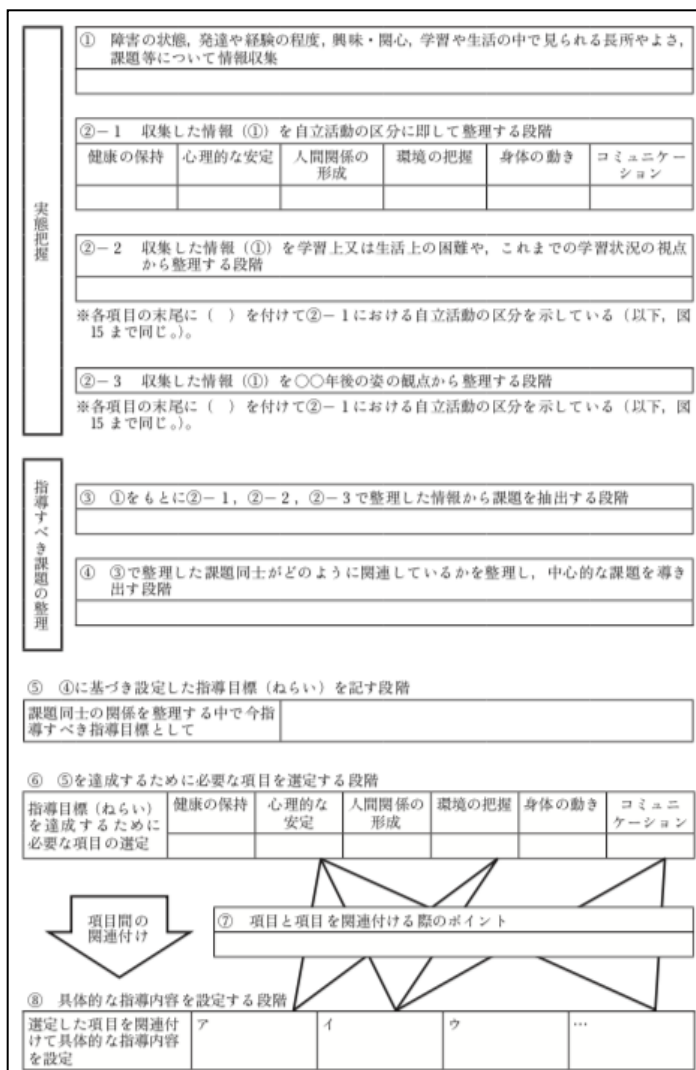
**オ 項目間の関連付けをする段階**

⑦：項目と項目を関連付ける際のポイントを記入する。

**カ 選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定する段階**

⑧：具体的な指導内容を設定する。

※ 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）（巻末の「資料編」にも掲載）



(図2) 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例(流れ図)

**(2) 実態把握**

図2の中の①, ②は、実態把握をする段階である。実態把握の方法及び実態把握における留意事項は次のとおりである。

**ア 実態把握の方法**

個別の指導計画の作成を通して、支援を必要とする児童生徒の特性を明らかにすることが大切になる。表面的にみられる状態に左右されるのではなく、なぜそのような状態になるのかを詳細な情報収集をもとに実態把握をすることが必要である。

例えば学習の困難が課題である児童生徒は、全てLDというわけではなく、ADHD、特に不注意優勢型が主要な要因であったり、自閉症の特徴から学習の困難が現れたりする場合も少なくない。児童生徒の特性を明らかにして、その部分に合った指導方針を立てるようになる。

主に、次の視点や方法により実態把握を行うことが重要である。得られた結果を総合し、検討することにより、児童生徒の発達の様子を詳しく知り、理解することができる。

○ 学習の状況

在籍学級における学習場面の観察と記録，その蓄積と分析を通して，発達の様子を知り，学習上の課題を明らかにする。

図3は在籍学級の担任に実態把握の調査を依頼するための様式例である。できること，できつつあること，できないこと等を明らかにすることがポイントになる。

児童(生徒)名( )			
項目	困難な様子・課題など	項目	困難な様子・課題など
聞く		対人関係	
話す		こだわり	
読む		指示理解	
書く		体の動き	
計算		手先の動き	
推論(思考)		その他	
通級指導教室を必要とする内容について(優先順位を書いて下さい)			
( )情緒の安定 ( )社会性の自立			
( )教科の補充指導「言語」 ( )教科の補充指導「読解」 ( )教科の補充指導「計算」			

(図3) 実態把握調査の様式例

○ 行動観察

在籍校における遊びや生活の様子についての観察記録を取る。図4は行動観察記録の様式例である。担任が一日の流れに沿って、「情緒の安定を図る」視点から記録を取るようにしたものである。

観察の一つの方法として，児童生徒の行動の背景を整理することで，児童生徒の支援を具体化することが考えられる。県教育センターホームページに掲載されている「すすめよう！自閉症の児童生徒への支援」(平成20年3月発行)には、「行動観察シート」が資料として掲載されている。

★「行動観察シート」は，巻末の「資料編」に掲載しています。

○児童名 ( )					
○記録期間 平成 年 月 日 ~ 月 日					
○記録者(担任) ( )					
(記入例) 情緒が安定 ○ 情緒が不安定 △ 友達とトラブル ×					
	日(月)	日(火)	日(水)	日(木)	日(金)
登校・朝の会					
1校時					
2校時					
3校時					
4校時					
食事量					
昼休み					
5校時					
6校時					
下校					
備考					

(図4) 行動観察記録の様式例

○ 生育歴や医学的診断(面接)

本人・保護者，前の担任等との面談を通して，既往症，医療機関やかかりつけ医，健康状態や運動制限等，身体面で配慮が必要な事柄などの把握を行う。

○ 心理検査

標準化された検査を通して，客観的なデータを得ることにより，発達の様子を教育的に診断することができる(各検査の実施においては，教育委員会や関係機関等への相談や依頼が必要となる)。

イ 実態把握における留意事項

児童生徒の実態を把握する際に，特に留意すべき事項は，次のとおりである。

- ・ 保護者に聞き取りをしたり，検査を実施したりするに当たっては，その目的を明確にして，保護者の理解と承諾を得て行う必要がある。また，得られた結果は保護者に伝え，指導方針と共に説明することも必要である。実態把握で得られた結果は個人的な情報であり，取扱いは慎重に行うこと。
- ・ 児童生徒に関する断片的・羅列的な資料収集に終わることなく，児童生徒の全体像を客観的に把握することに努める。様々な方法で得られた資料を総合し，生活者としての個々の児童生徒の姿を明確にすること。



図5は、個別の教育支援計画を踏まえて作成された個別の指導計画の例である。サ行音の苦手な児童の例である。

- 児童生徒の過去及び現在の姿から、将来の姿についての見通しをもつことが大切である。全ての教師が指導の方針を共通理解することができるように情報を整理すること。

図6は、全ての教師が指導の方針を共通理解することができるように、児童生徒の状態と重点課題を個別の指導計画に整理したものである。

- 児童生徒の状態等は、身体的な発達や環境によって変化するものであり、児童生徒の現在の状態を固定的にとらえることは避けること。児童生徒の現在の状態は、複数の要因によって影響されていることに留意すること。
- 児童生徒の実態については、継続的な資料収集によって把握すること。実態把握が不十分であることが分かった時は、実態把握をやり直したり、個別の指導計画を修正したりすること。

図7は、他校通級児童用の連絡帳の様式例である。通級指導教室、家庭、通常の学級担任が相互に連携できるようにしている。

### ウ 把握した実態の整理

把握した実態については、P. 27図2の②-1, ②-2, ②-3において整理する。

②-1では、収集した情報を自立活動の区分に即して整理する。図8のような自立活動の6区分で分けた表に、実態等を記した付箋紙を分類しながら貼っていく。このことで、次の段階において児童生徒の課題を抽出しやすくなる。

児童名	〇〇〇〇	性別		生年月日	平成〇年〇月〇日	歳	〇年
児童生徒の実態							
障害の種類・程度							
諸検査等の結果	絵画話しテスト ( ) グッドイナフ人物画テスト ( )						
生活技能・習慣面	・友達関係は良好であり、自分から関わろうとする						
情緒・行動面	・絵を描くことが好きで、気に入った遊びを繰り返す ・気持ちの切り替えがうまくできないところがある ・全体的に体の動きにぎこちなさがみられる						
言語・コミュニケーション面	・発音時には前後に舌を動かし、音を出す ・他者の音を弁別することはできる。自分の出している音の違いを意識しつつある ・会話の中で、間いかけの意図と合わないことがある ・サ行音についての発音に歪みがみられる						
学習・理解面	・文字などは正しく書いている ・指示による理解に苦手さがある						

(図5) 個別の指導計画の例

本人、保護者及び担任(学校)の願い		
	本人・保護者	担任(学校)
現在	・サシスセンが言いにくいので、正しく言えるようになりたい(本人) ・発音を正しくしたい(保護者)	・発音がより明瞭にできるようになってほしい
将来	・相手の話の意図に即した行動ができるようになってほしい(保護者)	・どんな課題に対しても持続的に取り組むことができるようになってほしい
重点課題		
① 舌の動きを良くして、正しく構音することができる		
② 提示された課題に持続的に取り組むことができる		
③ 相手の話の内容を確認して、意図に即した行動をすることができる		

(図6) 個別の指導計画の例

連絡帳(他校通級児童用)			
連絡した日			計 時間
	通級指導教室からの連絡	家庭からの連絡	学級担任からの連絡
来週の連絡予定日			

(図7) 連絡帳(他校通級児童用)の様式例

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	■	■	■		■
	■	■			■
		■			■
					■

(図8) ②-1の例

②-2では、実態等を記した付箋を、図9のように「できること」「もう少しでできること」「援助があればできること」「できないこと」に沿って整理する。次の段階において児童生徒の課題を抽出する際は、この表の中の「もう少しでできること」「援助があればできること」に着目することがよい。

できること	
もう少しでできること	
援助があればできること	
できないこと	

(図9) ②-2の例

②-3では、図10の表に実態等を記した付箋を貼って、そこから「1年後の姿」「卒業時の姿」「将来の姿」を想定していく。また逆に、個別の教育支援計画に明記している将来の姿を先に表に書いておき、その姿につながる、改善・克服すべき課題である付箋を左側に貼ることもできる。

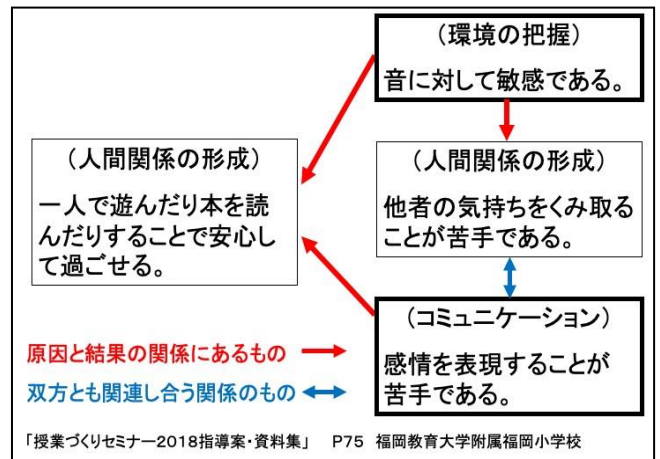
	1年後の姿	卒業時の姿	将来の姿

(図10) ②-3の例

### (3) 指導すべき課題の整理

P. 27図2の③は、整理した情報から、課題を抽出する段階である。そして④は、③で整理した課題同士の関連を整理し、中心的な課題を導き出す段階である。

この段階においては、課題同士の関係を整理する中で今、指導すべき指導目標を設定するために、図11で示した方法等を活用できる。明らかになった課題同士を、「原因と結果の関係」「双方とも関連し合う関係」等の視点で矢印をつないでいく。そのことで、多くの課題と関連しているものや、優先して指導すべき課題を視覚的に整理できる。



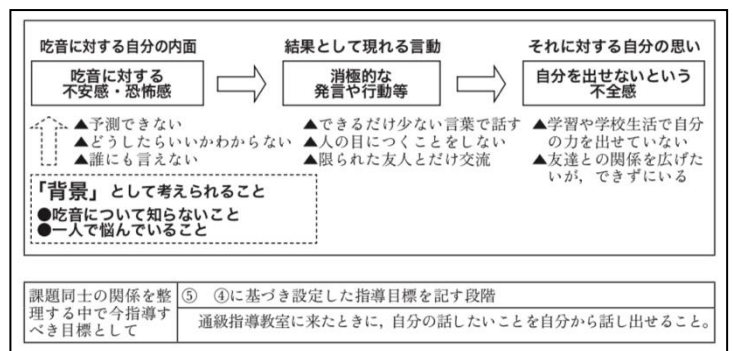
(図11) 課題関連図

### (4) 指導目標の設定

P. 27図2の⑤は、指導目標を設定する段階である。

個々の児童生徒の指導の目標については、児童生徒の将来の姿を見通して、長期的な目標や短期的な目標を設定する。その際、本人や保護者の意向を反映し、児童生徒本人が意識できる具体的な目標を設定することが大切である。

まず、①児童生徒の将来を見通して何が必要か。②今、指導することが適切か。③指導をしている間に目標が達成できる可能性があるか。という3つの視点に基づいて、優先して取り組む長期目標を立てる。次に、この長期目標を達成するために、当面どのような指導内容を設定するかを具体的に検討した上で、1学期間で達成できるような短期目標を設定する。



(図12) 設定した目標の例

図12は、吃音のある児童に対して設定した目標の例である（「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編〔幼稚部・小学部・中学部〕」〔平成30年3月 文部科学省〕参照）。

### (5) 具体的な指導内容の設定

P. 27 図2の⑥～⑧は具体的な指導内容を設定する段階である。

自立活動の内容に示されている6区分の項目（図13）の中から、それぞれ必要な項目を選定し、それらを組み合わせることによって具体的な指導内容を設定する。

1 健康の保持 (1)生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2)病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3)身体各部の状態の理解と用語に関すること。 (4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。 (5)健康状態の維持・改善に関すること。	4 環境の把握 (1)保有する感覚の活用に関すること。 (2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。 (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。 (5)認知や行動の手がかりとなる概念の形成に関すること。
2 心理的な安定 (1)情緒の安定に関すること。 (2)状況の理解と変化への対応に関すること。 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。	5 身体の動き (1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3)日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4)身体の移動能力に関すること。 (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
3 人間関係の形成 (1)他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2)他者の意図や感情の理解に関すること。 (3)事故の理解と行動の調整に関すること。 (4)集団への参加の基礎に関すること。	6 コミュニケーション (1)コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2)言語の受容と表出に関すること。 (3)言語の形成と活用に関すること。 (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関すること。

(図13) 自立活動の内容（6区分27項目）

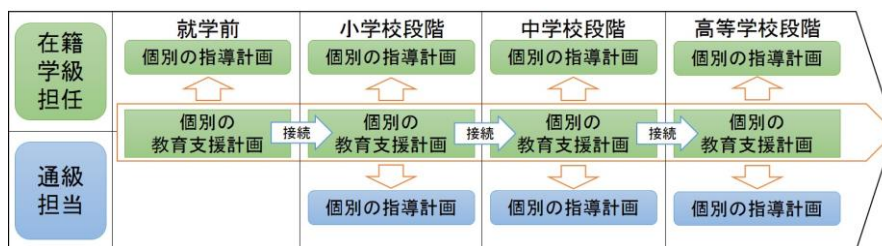
図14は、図12で設定した指導目標を達成するために設定された具体的な指導内容の例である（「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編〔幼稚部・小学部・中学部〕」〔平成30年3月 文部科学省〕参照）。選定した項目同士を関連づけて、「体験したことや興味のあることについて、楽しく意欲的に会話をする経験をもたせる。」「吃音理解に関する本と一緒に読む中で、吃音に対する『分からない故の不安』の軽減を図る。」という具体的な指導内容を設定し、これらを関連させながら指導を行うこととした。

指導目標を達成するために必要な項目の選定	⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階						
	健康の保持 (4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。	心理的な安定 (2)状況の理解と変化への対応に関すること。 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。	人間関係の形成 (3)自己の理解と行動の調整に関すること。	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション (2)言語の受容と表出に関すること。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関すること。	
	⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント 〈自分の話したいことを話せるようになっていくために〉(心)(2)と(3)と(人)(3)と(コ)(2)と(5)とを関連付けて設定した具体的な指導内容が、⑧アである。 また、この目標を達成するために、発達段階に応じた吃音の適切な知識を児童自身が得ることが必要である。したがって、(健)(4)と(心)(3)と(人)(3)と(コ)(5)とも関連させていくことが必要であるため、⑧イを設定した。						
選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	⑧ 具体的な指導内容を設定する段階						
	ア 体験したことや興味のあることについて、楽しく意欲的に会話をする経験をもたせる。 ・本人が好きな活動や自信をもって活動を取り上げ、自己肯定感を育む。 ・「好きなこと」「得意なこと」「苦手なこと」など、自己理解を広げるプリントを話し合いながら行い、自己を多面的に見られるようにする。	イ 吃音理解に関する本と一緒に読む中で、吃音に対する「分からない故の不安」の軽減を図る。 ・吃音の状態に応じた対応の仕方や吃音に伴う日常の経験について、担当者と個別に、又は同じ吃音のあるグループで話し合う。 ・いろいろな読み方や話し方を体験し、話し方は1通りだけでないことを知らせる。					

(図14) 具体的な指導内容を設定する例

### 4 指導計画の作成について

個別の教育支援計画は、障がいのある児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うために、在籍学級担任が



(図15) 個別の教育支援計画と個別の指導計画



作成する。個別の指導計画は、個別の教育支援計画が示す長期的な指導の方針と合致させ、具体的な指導を行うための計画で、在籍学級担任と通級担当がそれぞれ作成する。また、通級担当は、在籍学級担任が個別の教育支援計画を作成する際に助言するなどして、共通理解を図っていくことが重要である。

### (1) 個別の教育支援計画

通級による指導において個別の教育支援計画を活用することは、適切な指導及び必要な支援を行う上で有効であると同時に、通常の学級における指導を含めて学校生活全般において、適切な支援が行われることに結び付く。

個別の教育支援計画は学校が中心となって、関係機関等と連携して作成するが、保護者も重要な支援者の一人として、作成・実施・評価における協議に参画できるようにし、その意見を十分に反映させ、本人・保護者のニーズを踏まえた支援を実施することが大切である。

★ 個別の教育支援計画の記入例は、巻末の「資料編」に掲載しています。

### (2) 個別の指導計画

個別の指導計画を作成し、児童生徒一人一人の指導目標や指導内容・方法を明確化することは、個に応じたきめ細かな指導を行う上で有効である。個別の指導計画は、図のような手順で作成する。

★ 個別の指導計画の記入例は、巻末の「資料編」に掲載しています。

#### ア 子どもの実態・ニーズの把握

個別の指導計画の作成に当たっては、子どもの実態や本人・保護者の願いを把握し、生かしていく視点が大切である。

#### イ 指導目標の設定

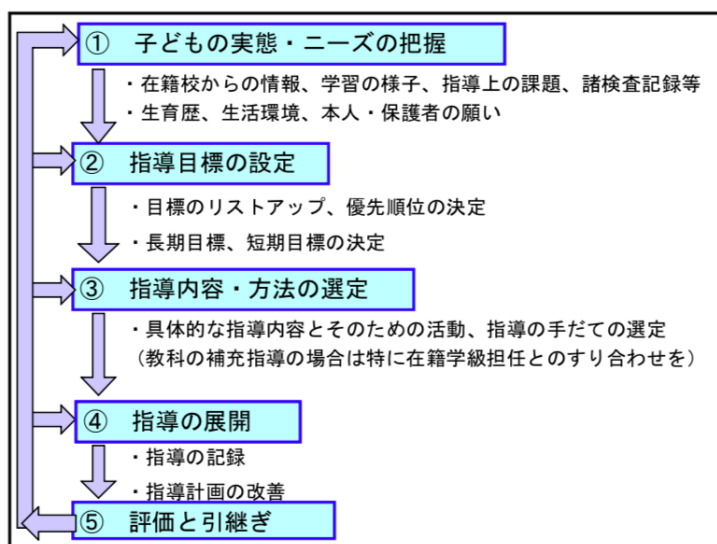
育てたい力を明確にし、おおむね1年程度の長期目標を設定する。目標の優先順位を検討する際は、次のようなことが挙げられる。本人・保護者のニーズが高いもの、学習や生活をする中で二次的に派生する問題を防止する視点で急を要するもの、他の領域や課題にプラスの影響を与えるもの、本人が意欲的に取り組めるものなどである。短期目標はおおむね学期区分で設定するようにする。

#### ウ 指導内容・方法の選定

P. 26～31の手順を参考に、具体的な指導内容を設定した上で、児童生徒の実態等に応じた効果的な指導方法を工夫する。

### (3) 週指導計画

指導時間や時間帯については、学校や地域、児童生徒の実態、指導内容等を勘案しながら適切に判断されることになるが、あまり時間帯が偏ったり、児童生徒の負担が過重になったりしないよう十分な配慮が必要である。また、特定の教科や特別活動、道徳科の全てが受けられないということが起きないように、指導を受ける時間や曜日を工夫する必要がある。



(図 16) 個別の指導計画作成の手順

#### (4) 評価

作成した指導計画に基づく実践を行い、児童生徒がどう成長したのかを確かめ、指導計画の有効性を検討していくことが教育評価である。

この教育評価を行うためには、次の点に留意することが大切である。

- ・ 課題を達成できた点や身に付いている点に注目し、肯定していく加点法での評価を心がける必要がある。何ができていて何ができていないかを把握し、できていることをさらに伸ばしていくような視点が必要である。
- ・ 評価した点を児童生徒に伝える際は、聴覚や視覚で確認できる具体的な方法を工夫する必要がある。
- ・ 在籍学級担任と連携し、学校での具体的な対応を検討していく。「できる」状況を作ること、できたら「ほめる」こと、「ほめた」ことを保護者に継続的に伝えることなどについて確認することが大切である。

#### ア 通級による指導の記録

「通級による指導の記録」については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付け25文科初第756号）の中で「留意事項」の一つとして次のように示されている。

指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

記入事項については、在籍校の学級担任が指導要録を作成する際、当該通級による指導の記録を参考にすることを踏まえ、指導要録の記載に準じて、当該児童生徒の氏名、在籍している学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や指導の結果等を記入することが考えられる（図17）。

#### イ 指導要録の記載

指導要録の記載については、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成22年5月11日付22文科初第1号）に示されている。通級による指導を受けている児童生徒については、指導に関する記録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記入する。

なお、指導要録の記入については、在籍している通常の学級の担任が、通級による指導を担当する教師が作成する指導の記録に基づいて行い、他の学校において通級による指導を受けている場合には、当該学校から通知された指導の記録に基づき記入すること。

平成 年 月 日	
平成 年度 通級による指導の記録	
〇〇立〇〇〇〇学校長 通級指導担当	
児童氏名	学年 年
在籍学校	
通級指導期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
指導形態	週 回 単位時間
通級予定時数	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 合計
通級指導時数	
備考	
① 平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日の期間、〇〇〇学校通級指導教室で、 〇〇時間、指導を受けた。 ②指導内容及び結果	
③今後の課題	

(図17) 通級による指導の記録様式例

## 5 通級による指導の教室経営

### (1) 教室の教育目標の設定

教室の教育目標の設定に当たっては、次の点に留意すること。

- 障がいに基づく種々の困難を改善・克服するための特別な指導について、自立活動の内容を踏まえながら具体化すること。
- 児童生徒の実態や学校・学級の特徴、地域の実態に即したものであること。
- 指導の終了を見通したものであること。

### (2) 経営方針の作成

教室の経営方針を立てるに当たっては、次の視点をもとに検討すること。

- 個別の指導計画、個別の教育支援計画の活用
- 家庭及び在籍校、関係諸機関との連携
- 教育環境の整備、地域社会への理解と啓発

### (3) 指導の形態

通級による指導は、自立活動が中心となるため、個別指導が中心となるが、障がいの程度や年齢、学習の状況が同じ程度である等、必要に応じてグループ指導を組み合わせることを検討すること。

### (4) 通級指導教室における教育環境の整備

言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、LD、ADHDごとに、担当するそれぞれの通級指導教室の教室環境の整備の要点を次に示す。

#### 【どの教室にも共通する教育環境の整備等のポイント】

- ・ 気持ちよく通級することができるように教室の掲示物を整えたり、興味・関心を引き出すものを用意したりする。
- ・ 保護者が待機したり、教師等と会話したりすることができる環境を用意する。
- ・ 送迎する保護者や他校から通う児童生徒を考慮し、校舎出入り口から近い場所等に設置する。

#### ① 言語障がい

- ・ 個別指導が多いことから、適切な広さの小部屋が必要であるとともに、小集団でゲーム等を行いながら発話を促したりする指導もあることから、種々の遊具やプレイルームが必要になる。
- ・ 児童生徒の実態を把握するための各種の検査器具を用意する。
- ・ コンピュータを活用して楽しみながら会話を交わしたり、自ら発音・発語の学習に取り組んだりすることのできるソフトウェアの整備も検討する。

#### ② 自閉症

- ・ 外部からの音や視覚的な刺激が遮断される個別指導用の部屋、又は衝立や棚、ロッカーなどで仕切られた空間を用意する。
- ・ 配色や掲示、備品の位置などに留意する。
- ・ 小集団による指導が可能なスペースやプレイルーム、多目的室、児童生徒が落ち着くためのカームダウン（クールダウン）エリアを用意する。

③ 情緒障がい

- ・ 心理的な安定を図るカウンセリング的な指導を行う場所は、入口からは見えにくい場所が望ましく、気持ちを落ち着けることができる配色や質感に留意する。

④ 弱視

- ・ 教室の全体照明（300～700ルクスの照度）や机上照明（電気スタンド等の個人用の照明器具）を整えて、児童生徒一人一人に合った照度を調整し、直射日光を避けたり、教室の照度を調節したりするためのカーテン等を設置する。

⑤ 難聴

- ・ 補聴器等を介した音の聞き取りをより円滑にするために、余計な音が入らないよう防音及び騒音の抑制に留意する。
- ・ 相手の顔を見て会話の内容を類推する必要があることから、部屋の明るさに留意する。
- ・ 会話や聞き取り、発音指導等が適切に行えるような小部屋、必要に応じて小集団でゲームなどが行えるようなプレイルームを、それぞれ用意する。

⑥ LD, ADHD

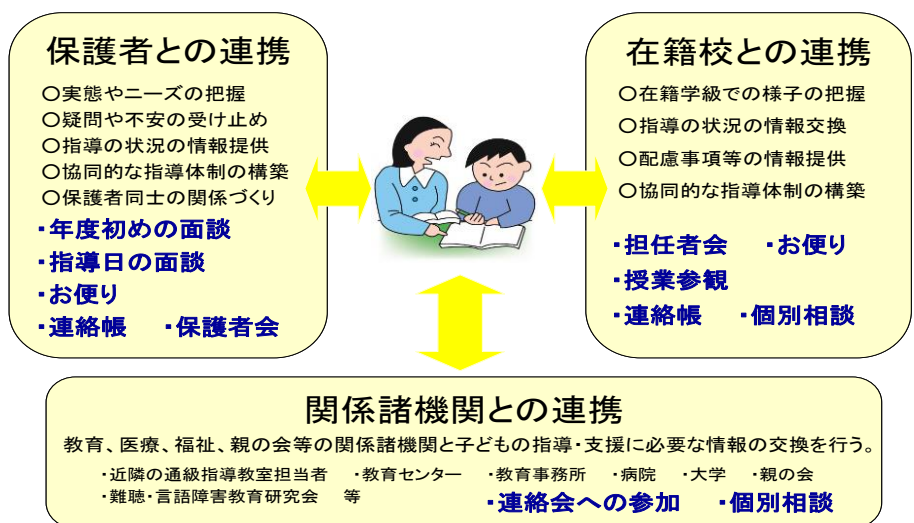
- ・ 教室内の色調や照明、隣の教室からの話し声、音楽室からの音等に配慮すること。
- ・ 机やロッカーの配置、掲示物等を工夫すること。
- ・ 特に注意を引くような光、音、掲示物には留意すること
- ・ 個別指導とグループ指導の場を確保する。
- ・ 在籍学級担任や保護者が、気軽に児童生徒の様子を見たり様子を記録したりできるようにする。

(5) 保護者や在籍校、関係諸機関との連携

在籍学級、在籍校との連携については、文部省告示第7号（平成5年1月28日）に次のように示されている。

通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあつては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりするなど、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

通級指導教室での様子と在籍学級での様子、家庭での様子を、互いにフィードバックすることが大切である。保護者、在籍校、関係諸機関と連携・協力していくための視点を図18に示す。



(図18) 連携の視点

# 資料編



## 個別の教育支援計画

(合理的配慮対応版)

<b>生徒名</b>				<b>作成日</b>	年	月	日
<b>年組(担当)</b>	1年組( )	2年組( )	3年組( )				
<b>出身校</b>	( - - )			<b>担当</b>			

**将来像**

---

**目指す児童生徒像**

---

<b>関係者と支援内容</b>		<b>学校での支援内容</b>
<input type="radio"/> 医療関係  <input type="radio"/> 福祉・労働関係  <input type="radio"/> 家族や友人等		<input type="radio"/> 学習面  <input type="radio"/> 生活面

**主な合理的配慮 ※ 【合理的配慮の観点】を明記すること(例: ①-1-1など)**

---

<b>興味・関心</b>	<b>得意なこと</b>	<b>長所など</b>

**行動や認知の特性・課題**

---

**指導の記録(諸検査等の記録を含む。)**

---

**備考**

---

私は、以上の内容を確認しました。

平成 年 月 日

本人(保護者)

作成者

校長

印

印

印

【学校における合理的配慮の観点(3観点11項目)】	
<p><b>①教育内容・方法</b></p> <p><b>①-1 教育内容</b></p> <p>①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮</p> <p>①-1-2 学習内容の変更・調整</p> <p><b>①-2 教育方法</b></p> <p>①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮</p> <p>①-2-2 学習機会や体験の確保</p> <p>①-2-3 心理面・健康面の配慮</p>	<p><b>②支援体制</b></p> <p>②-1 専門性のある指導体制の整備</p> <p>②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮</p> <p>②-3 災害時等の支援体制の整備</p> <p><b>③施設・設備</b></p> <p>③-1 校内環境のバリアフリー化</p> <p>③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮</p> <p>③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮</p>

**※ 情報管理を徹底すること。**

## 個別の教育支援計画

(合理的配慮対応版)

**生徒名**

平成28年4月からの「障害者差別解消法」の施行に伴い、学校等の公的機関においては合理的配慮の提供が法的義務となります。その際、合理的配慮の内容は個別の教育支援計画に明記することが重要であり、個別の指導計画にも活用されることが望ましいとされています。さらに、定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議等を行う中で、必要に応じて合理的配慮を見直していくことが適当であるとされています。  
中央教育審議会初等中等教育分科会（H24年7月23日）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」より

**将来像**

将来の生活について、本人（保護者）の希望や願いなどを基に記入します。

**目指す児童生徒像**

将来像に向かって、在学中に身に付けさせたい力について焦点化して記入します。

関係者と支援内容	学校での支援内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療機関</li> <li>○ 福祉機関</li> <li>○ 家族</li> </ul> <p>連絡機関名や連絡相手、連絡方法、支援内容、所見など、医療機関、福祉機関、就労機関等に係る情報を記入します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習</li> <li>○ 生活</li> </ul> <p>学校全体で組織的に対応できるように、役割分担や指導・支援・配慮について記入します。</p>

**主な合理的配慮** ※ 【合理的配慮の観点】を明記すること（例：①-1-1など）

【合理的配慮の観点】を参考に多面的かつ具体的に検討し、優先事項を記入します。

興味・関心	得意なこと	長所など
<p>行動や認知の特性・課題</p> <p>苦手な部分を補う視点だけでなく、生徒本人の良さや強みを生かす視点が大変重要です。</p>		

**指導の記録（諸検査等の記録を含む。）**

教育的支援などの成果や課題、諸検査の結果など次年度への引継事項を記入します。

**備考**

災害時への対応や継続協議事項など、上述の項目以外に必要な事項などを記入します。

私は、以て学校全体で組織的に対応できるように、校内委員会等を通して関係者の共通理解を図るとともに、その内容について校長に確認してもらいます。

校長

印  
印  
印

【学校における合理的配慮の観点（3観点11項目）】	
<p>①教育内容・方法</p> <p>①-1 教育内容</p> <p>①-1-1 学習上又は生活上の ための配慮</p> <p>①-1-2 学習内容の変更・計</p> <p>①-2 教育方法</p> <p>①-2-1 情報・コミュニケー</p> <p>①-2-2 学習機会や体験の研</p> <p>①-2-3 心理面・健康面の配</p>	<p>②支援体制</p> <p>③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮</p>

この様式例は、対象生徒の在学の間、必要事項を付加修正しながら活用することを想定しています。

生徒の実態や学校の実情に応じて、様式を作り変えたり記入の仕方を工夫したりすることができます。

作成及び活用に当たっては、本人や保護者の参画が大切です。また、個人情報の取扱いには十分な注意が必要です。

※ 情報管理を徹底すること。

# 記入例

## 個別の教育支援計画

(合理的配慮対応版)

生徒名	〇 〇 〇 〇	作成日	〇年 〇月 〇日
年組(担当)	1年〇組(〇〇 〇〇)	2年組( )	3年組( )
出身校	〇〇立〇〇小学校 (△△△-△△△-△△△△)	担当	〇〇 〇〇

**将来像**

- ・将来、仕事などに落ち着いて取り組んだり、周囲の人々と円滑にコミュニケーションを図ったりするなど生活力を身に付け自立した生活をしてほしい。

**目指す児童生徒像**

- ・落ち着いて学習できるようになるとともに、目指す進路実現のための基礎的な学力を身に付けている。
- ・先生や友達の助言などを受け入れ、自分の考えを落ち着いて伝えることができる。

<p><b>関係者と支援内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療関係                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇クリニック医師(〇〇様) □□□ (□□□□) □□□□、小4まで服薬。3ヶ月1回受診。</li> </ul> </li> <li>○ 福祉・労働関係</li> <li>○ 家族や友人等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭学習等においては、メモを確認し促すとともに、書くことについて量を調整する。</li> </ul> </li> </ul>		<p><b>学校での支援内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習面                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科等において教科担任は、板書の構造化や電子黒板の活用、絵図の提示など視覚情報を工夫する。</li> </ul> </li> <li>○ 生活面                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校行事等において学年部は、ルールなどを活動前に説明し、その後個別に確認する。</li> </ul> </li> </ul>
---	--	--

**主な合理的配慮** ※ **【合理的配慮の観点】を明記すること(例: ①-1-1など)**

- ・困難さの顕著な集中力について、活動の手順などの見通しをもたせ、前回からの伸びやあきらめずにやり遂げたことなどを認めるようにする。(①-1-1)
- ・説明や指示などについては、聴覚情報を精選し提供する量を調整したり、できるだけ視覚情報も合わせて提供したりするなど工夫して伝える。(①-2-1)

<b>興味・関心</b>	<b>得意なこと</b>	<b>長所など</b>
・科学雑誌が大好きである。	・四則計算が早い。	・部活動(〇〇部)に熱心である。

**行動や認知の特性・課題**

- ・ADHDの診断があり、集中できない様子が顕著である。
- ・友達に注意されると、言い返したり物にあたったりするなどトラブルが多い。
- ・学級の雰囲気に関係なく話し出すことも多い。
- ・ノートの枠の中に書く、時間内にノートを仕上げる等の書くことが苦手である。

**指導の記録(諸検査等の記録を含む。)**

- ・WISC-IV(検査日〇年〇月〇日)により、聴覚情報の記憶、書くなどの操作が苦手である。
- ・学習において、私語が減り落ち着いて取り組む時間が伸びた(現在30~40分)。学力も伸びてきている(年度初めから約8ポイント増加)。見通しをもたせること、視覚情報を合せて提示することは効果がある。
- ・学校行事や生活場面において、激しく拒否することはほとんどなくなった。また、友達とトラブルになることも減ってきている(現在2~3週間1回程度)が、ソーシャルスキルを高めることが課題である。

**備考**

- ・災害時等の対応については、「災害時等対応マニュアル」を参照。
- ・支援員については、継続協議中。

私は、以上の内容を確認しました。 本人(保護者) 〇〇 〇〇  
 平成〇年〇月〇日 作成者 △△ △△  
 校長 □□ □□



【学校における合理的配慮の観点(3観点11項目)】	
<p><b>①教育内容・方法</b></p> <p><b>①-1 教育内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮</li> <li>①-1-2 学習内容の変更・調整</li> </ul> <p><b>①-2 教育方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮</li> <li>①-2-2 学習機会や体験の確保</li> <li>①-2-3 心理面・健康面の配慮</li> </ul>	<p><b>②支援体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②-1 専門性のある指導體制の整備</li> <li>②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮</li> <li>②-3 災害時等の支援体制の整備</li> </ul> <p><b>③施設・設備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③-1 校内環境のバリアフリー化</li> <li>③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮</li> <li>③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮</li> </ul>

※ 本事例は、国立特別支援教育総合研究所のインクルーシブ教育システム構築支援データベースの事例等をもとに作成したものです。

※ **情報管理を徹底すること。**

[様式例 1]

個別の指導計画 ( 学期 ) (通知表対応版)

年 組 児童生徒名： (担任： )	作成日： 年 月 日
----------------------	------------

年間目標 (重点目標)	○ ○ ○		
教科等	学期目標	指導内容・方法	児童生徒の様子・評価

※ 情報管理を徹底すること

[様式例 1]

個別の指導計画 ( 学期 ) (通知表対応版)

年 組 児童生徒名： (担任： )	作成日： 年 月 日
----------------------	------------

年間目標 (重点目標)	○ 1年間を通して取り組む目標 (重点目標)を記入します。 ○ ○			
	教科等	学期目標	指導内容・方法	児童生徒の様子・評価
	各教科等における1学期間の目標について具体的に記入します。	学習上や生活上の指導内容に応じて、具体的な方法や配慮事項などについて記入します。	学期終了時に記入します。設定した目標や指導内容の妥当性、指導方法の有効性を検証して、次の指導に生かします。	
	児童生徒の実態に応じた教育課程に基づいて、各教科等を記入します。			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・この様式例は、学期ごとに作成・活用することを想定しています。</li> <li>・作成及び活用に当たっては、本人や保護者などの参画が大切です。</li> <li>・学期末には通知簿として、「児童生徒の様子・評価」を書き込んだものを渡すことができます。</li> <li>・児童生徒の実態や学校の実情に応じて、様式を作り変えたり記入の仕方を工夫したりすることができます。</li> <li>・個人情報の取扱いには十分な注意が必要です。</li> </ul>				

様式例1  
記入例

個別の指導計画（○学期）

（通知表対応版）

○年 ○○ 組 児童生徒名： ○○ ○○ (担任： ○○ ○○ )	作成日： ○年 ○月 ○日
--------------------------------------	---------------

年間目標 (重点目標)	○文の内容を読み取って行動することができる。 ○・・・ ○・・・		
教科等	学期目標	指導内容・方法	児童生徒の様子・評価
国語	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明図や音声を手がかりに2語文を読んで行動することができる。</li> <li>・・・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1語さらに2語の言葉や文の意味が分かるように、説明図・音声付きの説明書を提示する。</li> <li>・・・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単元「よんで、すすもう！○○ダンジョン」において、・・・ように見事クリアするなど、2語文のヒントを読んで行動にうつすことができました。特に、分からないときは、文とイラストを繰り返し・・・</li> <li>・・・</li> </ul>

※ 本事例は、福岡県教育委員会「特別支援学級・通級指導教室教育課程編成の手引」（平成22年1月）の事例等をもとに作成したものです。

※ 情報管理を徹底すること

[様式例 2]

## 個別の指導計画 ( 学期)

平成 年 月 日作成

児童生徒名		作成者	
学 校 名	学校 年 組	担 任	

通級終了目標 (通級終了の時期○年後)	
○	
○	

年 間 目 標	
○	
○	

	通級における指導①	通級における指導②	在籍学級における指導
学期目標	○	○	○
指導内容・方法			
児童生徒の様子・評価			

※ 情報管理を徹底すること

児童生徒名		作成者	
学 校 名	学校 年 組	担 任	

通級終了目標 (通級終了の時期〇年後)	
○	<p>学習上又は生活上の困難さをもとに、 通級終了を判断する規準を記入します。</p>
○	

年 間 目 標	
○	<p>1年間を通して取り組む目標 (重点目標)を記入します。</p>
○	

	通級における指導①	通級における指導②	在籍学級における指導
学期目標	○	○	○
指導内容・方法	<p>1学期間の目標について具体的に記入します。</p>		<p>通級担当と学級担任で連携を図り、在籍学級における「学期目標」、「指導内容・方法」、「子供の様子・評価」についても具体的に記入します。</p>
	<p>学習上や生活上の指導内容に依じて、具体的な方法や配慮事項などについて記入します。</p>		
児童生徒の様子・評価	<p>・この様式例は1学期ごとに作成・活用することを想定しています。                  ・作成及び活用に当たっては、本人や保護者などの参画が大切です。                  ・「通級終了目標」を設定し、通級終了を判断する規準を明確にします。                  ・「在籍学級における指導」欄の記入を通して、在籍学級担任と連携し、在籍学級での取り組みを明確にします。                  ・児童生徒の実態や学校の実情に応じて、様式を作り変えたり記入の仕方を工夫したりすることができます。                  ・個人情報の取扱いには十分な注意が必要です。</p>		



〔様式例2〕 **記入例**

個別の指導計画（1学期）

平成〇年〇月〇日作成

児童生徒名	〇〇 〇〇	作成者	〇〇 〇〇
学 校 名	〇〇立〇〇小学校 〇年 〇組	担 任	〇〇 〇〇

通 級 終 了 目 標 （通級終了の時期2年後）
<p>○音読する際に、サ行を明瞭な発音で読むことができる。</p> <p>○日常生活において、サ行を含む言葉による相手の聞き返しなどがなくなり、自信をもって自分から友達に話しかけることができる。</p>

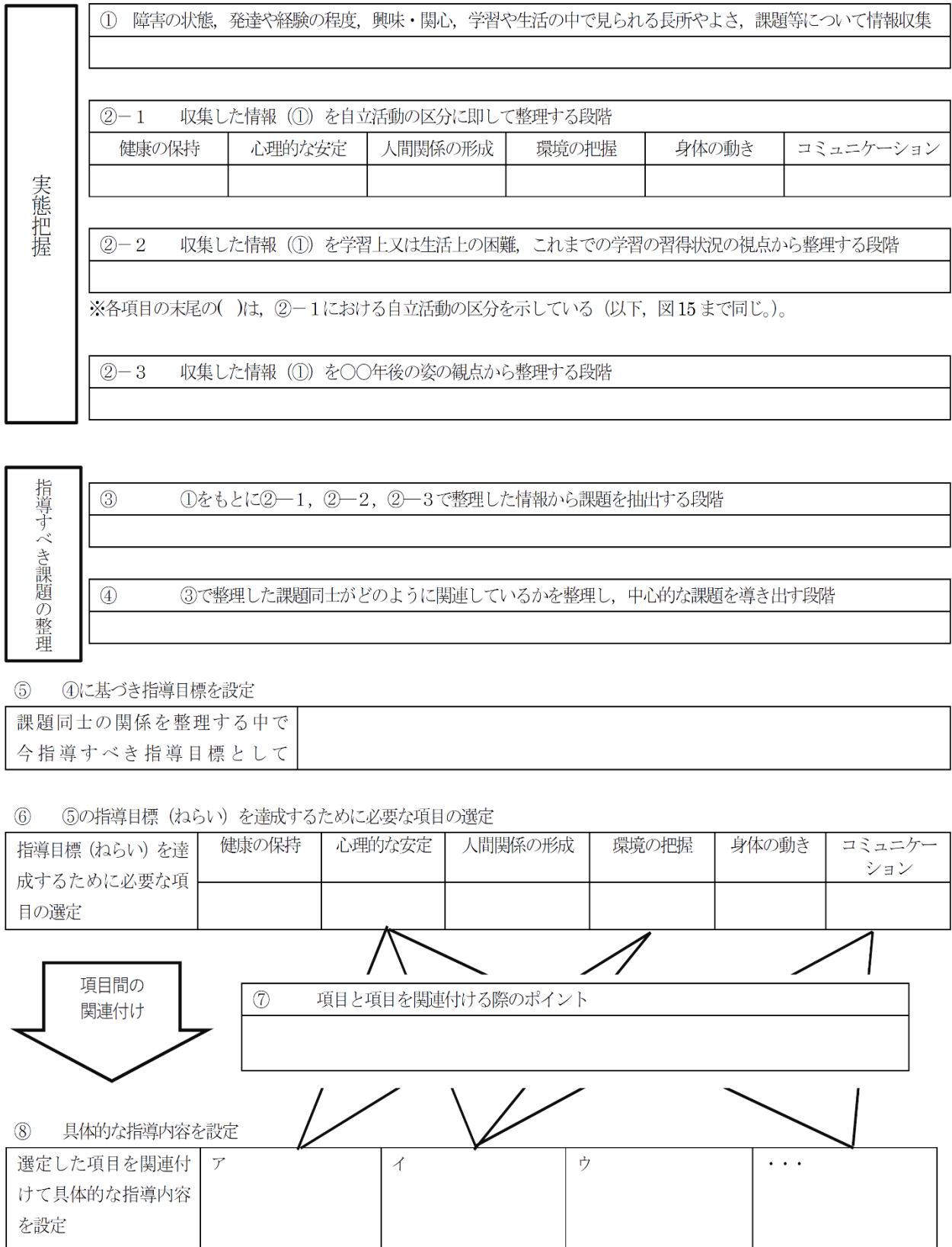
年 間 目 標
<p>○サ行の発音要領を意識して発音できる。</p> <p>○サ行音を含む言葉の発音明瞭度を上げる。</p> <p>○・・・</p>

	通級における指導①	通級における指導②	在籍学級における指導
学 期 目 標	○舌を歯に挟まない状態でサ行音を出せるようになる。	○・・・	○サ行音について必要以上に気にすることなく、学級で音読や発表、会話することができる。
指 導 内 容 ・ 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストローを用いて、舌先と上歯茎の使い方に気を付けながらS音を出す。</li> <li>・発音要領を意識しながらS音を出す。</li> <li>・サ、セ、ソ、ス音の発音練習やこれらの音を含む単語の発音練習を行う。</li> <li>・中舌と硬口蓋の幅につけて、シ音を・・・</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・音読や発表等の際、サ行音を上手に出すことができた場合には褒める。</li> <li>・サ行音が上手に出なかったことを気にしている場合には、資料「サ行のポイント」をもとに発音の留意事項を想起させる。</li> </ul>
児 童 生 徒 の 様 子 ・ 評 価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舌先と上歯茎の間に適切な隙間を作り、サ、セ、ソ、ス音を出せるようになった。</li> <li>・・・・</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学期の初めは、ほとんど発表しなかったが、現在2日間に1回程度は発表するようになってきた。</li> <li>・・・・</li> </ul>

※ 本事例は、福岡県教育委員会「特別支援学級・通級指導教室教育課程編成の手引」（平成22年1月）の事例等をもとに作成したものです。

※ 情報管理を徹底すること

## 自立活動の実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例（流れ図）



行動観察シート

年 月 日	行動観察シート	記録者 ( )
どんな時？いつ、どこで 誰とかかわって 何をしている時	困っている行動 課題となる具体的な姿 どんな姿を望みますか	どうなった？ 変化した姿を具体的に書く
どうして？なぜそういう行動を とったと思いますか	何がよかったか？ 何がよくなったのかを振り返る	どうしたの？その時にどういう 対応をしましたか

## 特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の対象となる障がいの種類と程度

特別支援学校の対象となる障がいの種類と程度は、学校教育法施行令第22条の3において、規定されています。また、特別支援学級又は通級による指導の対象となる障がいの種類と程度については、文部科学省初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日25文科初第756号）において、示されています。

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	(弱視者) 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	(弱視者) 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	(難聴者) 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	(難聴者) 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者	一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	(肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者) 肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	(病弱者及び身体虚弱者) 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	
言語障害者		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
自閉症・情緒障害者		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	(自閉症者) 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも  (情緒障害者) 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
LD			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
ADHD			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも

## 参考・引用文献

- ・文部科学省「小学校学習指導要領」 平成29年
- ・文部科学省「小学校学習指導要領解説 総則編」 平成29年
- ・文部科学省「中学校学習指導要領」 平成29年
- ・文部科学省「中学校学習指導要領解説 総則編」 平成29年
- ・文部科学省「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」 平成30年
- ・文部科学省「特別支援学校教育要領・特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（幼稚部・小学部・中学部）」 平成30年
- ・文部科学省「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」 平成30年
- ・文部科学省「特別支援学校教育要領・特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」 平成30年
- ・文部科学省「障害に応じた通級による指導の手引 解説とQ&A」
- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブック 一試案一」 平成28年
- ・福岡県教育委員会「特別支援教育コーディネーターガイド」 平成30年
- ・福岡県教育委員会「特別支援教育推進ガイド ～一人一人が輝く共生社会の実現を目指して～」 平成30年
- ・福岡県教育委員会「福岡県特別支援教育推進プラン ～一人一人が輝く共生社会の実現を目指して～」 平成29年
- ・福岡県教育委員会「障害のある子どもの教育支援と就学事務の手引」 平成26年
- ・福岡教育センター「通級による指導ハンドブック ～通級担当の1年間～」 平成26年
- ・福岡県教育センター「小・中学校 特別支援学級 自立活動の指導の手引 一授業づくりのための手順づくりモデルシートの活用一」 平成24年
- ・福岡県教育委員会・福岡県教育センター「すすめよう！自閉症の子どもへの支援 一小学校・中学校・特別支援学校等における校内支援体制づくりと指導・支援の実際一」 平成20年
- ・福岡県教育センター「初めて特別支援教育に携わる先生のための手引」 平成16年